

研究倫理&研究費 の適正な使用のためのハンドブック



武蔵野学院大学・武蔵野短期大学

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
------------------------------	---

資料編

武蔵野学院大学大学院関係

武蔵野学院大学大学院 研究倫理規程・・・・・・・・	6
武蔵野学院大学大学院 研究活動における倫理教育細則・・・・・・・・	10
武蔵野学院大学大学院 研究活動における不正行為に関する調査等細則・・・・・・・・	11

武蔵野学院大学関係

武蔵野学院大学 個人研究費に関する規程・・・・・・・・	19
武蔵野学院大学 個人研究費検討委員会規程・・・・・・・・	22
武蔵野学院大学 共同研究に関する規程・・・・・・・・	24
武蔵野学院大学 研究紀要規程・・・・・・・・	26
武蔵野学院大学 研究紀要投稿に関する内規・・・・・・・・	27
武蔵野学院大学 研究倫理規程・・・・・・・・	29
武蔵野学院大学 研究活動における倫理教育細則・・・・・・・・	33
武蔵野学院大学 研究活動における不正行為に関する調査等細則・・・・・・・・	34
武蔵野学院大学 科学研究費等の運営・管理に関する規程・・・・・・・・	42
武蔵野学院大学 科学研究費等公的の不正使用防止等に関する細則・・・・・・・・	48

武蔵野短期大学関係

武蔵野短期大学 個人研究費に関する規程・・・・・・・・	52
武蔵野短期大学 個人研究費検討委員会規程・・・・・・・・	55
武蔵野短期大学 研究紀要規程・・・・・・・・	57
武蔵野短期大学 研究紀要投稿に関する内規・・・・・・・・	58
武蔵野短期大学 研究倫理規程・・・・・・・・	60
武蔵野学院大学大学院 研究活動における倫理教育細則・・・・・・・・	64
武蔵野短期大学 研究活動における不正行為に関する調査等細則・・・・・・・・	65
武蔵野短期大学 科学研究費等の運営・管理に関する規程・・・・・・・・	76
武蔵野短期大学 科学研究費等公的の不正使用防止等に関する細則・・・・・・・・	79

なお、上記以外の科研費等の規程はホームページに掲載されているため、一部本冊子への掲載を省略しました。武蔵野学院大学大学院については武蔵野学院大学の規程を準用します。

要参考 ホームページ掲載

7.科研費等公的研究費に関する学内規定

<https://www.musashino.ac.jp/mgu/information/>

はじめに

『研究倫理&研究費の適正な使用のためのハンドブック』は文字通り、研究者として研究倫理に則り、研究に臨むこと、また、研究を進めるために使用する公的な性格を持つ研究費の使用に当たっては疑義をもたれないようにすることが重要です。今や研究倫理や研究費の適正な使用については文部科学省が強く喚起しているところです。論文の盗用やデータの改ざんなどにより学位の取り消しや科研費等の不正使用が報道等を見聞きすることが生じてしまうことは嘆かわしいことです。研究する立場にある者として、疑義が持たれないように、そして当事者にならないようにありたい者です。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定、平成 26 年 8 月 26 日）の「第 1 節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」では次のように紹介されています。

- 1 研究活動 研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。その際、科学研究とは、そもそも仮説と検証の循環により発展していくものであり、仮説が後に否定されるものであったとしても、当該仮説そのものが科学的価値を持ち得るものであるということを忘れてはならない。
- 2 研究成果の発表 研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容 について吟味・批判を受けることである。科学研究による人類共通の知的資産 の構築が健全に行われるには、研究活動に対する研究者の誠実さを前提とした、研究者間相互の吟味・批判によって成り立つチェックシステムが不可欠である。研究成果の発表は、このチェックシステムへの参入の意味を持つものであり、多くが論文発表という形で行われ、また、論文の書き方（データ・資料の開示、 論理の展開、結論の提示等の仕方）に一定の作法が要求されるのはその表れである。
- 3 研究活動における不正行為 研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、上記 1 及び 2 において、その本質ないし本来の趣旨を歪ゆがめ、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめの各過程においてなされる可能性がある。

このうち、例えば「二重投稿」については、科学への信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究者倫理に反する行為として、多くの学協会や学術誌の投稿規程等において禁止されている。このような状況を踏まえ、具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。なお、新たな研究成果により従来の仮説や研究成果が否定されることは、研究活動の本質でもあって、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」はPDF化され、インターネットでもご覧いただけるため、このハンドブックに収めていませんが、必ずご覧下さい。

特定不正行為はもちろんのこと、科研費を含め、研究費の不正使用については個人が罰則や処罰を受けるだけでなく、大学自体も設置関係における申請ができなくなるなどの不利益が発生し、さらに情報公開に伴い、個人名だけでなく大学名も公表されることから、大学は大きなダメージを受けることになります。大学は就業規則に伴い、その個人に対しても処罰や懲戒の対象とすることもありますので、重く受け留めて下さい。

研究費の不正使用についても文部科学省や日本学術振興会より不正使用防止に関する強い喚起注意が謳われています。いずれもインターネットでご覧戴けます。研究費は本学の個人研究費はもちろんのこと、科研費をはじめとする競争的資金等が含まれます。研究費については大学を経由するため、個人の問題の範囲を越え、大学の問題ともなるため、使用のルール等について不安がある場合には、研究費を執行する前に事務局長をはじめ、事務担当者とは相談することも大事に至らない方法ではないかと考えられます。研究費を執行する本人自身の意識を高めると共に、領収書をはじめとする、各証票書類を管理し、疑義の持たれない使用することが重要です。

- 1 研究計画をしっかりと立案しましょう。これにより研究に必要な物品等を明確にしましょう。
- 2 研究内容が明確であれば、研究費として支出する内容もまた明確になります。
- 3 研究成果を発表しましょう。支給された、あるいは獲得した研究費の成果を明確化しましょう。本学の紀要に活字による発表、学会や研究会の学会誌・研究会誌に活字による発表をしましょう。研究成果はまず活字化することが第1となります。口頭による研究発表、講演会での発表も機会があれば、是非活字化することを模索して下さい。活字によらない芸術分野での作品発表や実技系による発表だけにならないように、活字化することを模索して下さい。研究業績全体が実践報告や実務報告、アンケート調査の分析だけを活字化するようなことがないように、研究者として研究論文の発表を目指して下さい。
- 4 研究の進行状況と研究費の執行時期に整合性がとれるよう、また、不適切な使用とならないように計画性を以て研究費の執行計画を立案して下さい。
- 5 研究論文等では引用（引証）、データなどについては出典等あきらかにし、特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）がないように、またそうした疑義をもたれないように明確にしてください。
- 6 研究論文等のエビデンスとなるデータ（アンケート類を含む）、実験試料、標本等は規程に従い、5年乃至10年保存して下さい。（研究倫理規程による）
- 7 研究計画書、研究報告書といった書類については、提出時期を厳守するとともに、領収書等の名義や但し書きなど、明確にしてください。

また、平成30年12月5日にはあらたに武蔵野学院大学個人研究費検討委員会規程、武蔵野短期大学個人研究費検討委員会規程を制定し、これまで事務局で行っていた個人研究費の点検等について研究計画・研究内容と研究費の執行内容について教員も点検に加わることになりました。これにより平成31年度／令和元年度の個人研究費の支給願より点検を開始しています。研究計画から読み取れない研究費の執行については、客観的な視点からみて支出の意図が不明確なものについては追加の明細などの提出を求める措置や支出自体を認めないこともあるでしょう。このため、研究計画と研究報告、そして決算内容の整合性がより求められることになりますので、ご承知おき下さい。また、各規程も準備見直しを行っているところです。

なお、本ハンドブックは武蔵野学院大学大学院、武蔵野学院大学、武蔵野短期大学共通ものとし、個人研究はもちろんのこと、共同研究などにおいても活用して下さい。なお、武蔵野学院大学大学院の博士前期課

程及び博士後期課程の在籍する院生についても研究者の取り扱いになりますので、本ハンドブックを読み、特に研究倫理等に関する熟読すること。『履修の手引き&修士論文に関する要項』や『履修の手引き&博士論文に関する要項』にも一部掲載しています。

本学の研究倫理、研究紀要、研究費、競争的資金等に係る規程等の一部を収録しました。掲載していないものは、本学HPで公開していますので、ご確認下さい。なお、研究倫理等に関するFDやSDを年に数回開催しますので、必ずご出席下さい。本ハンドブックにより研究倫理と研究費の適正な使用を考えることで、自身の研究への姿勢がより明確になる一助となることを祈念しています。

(目 的)

第1条 この規程は、武蔵野学院大学大学院（以下「本学」という）における学術研究の信頼性と公正性を確保する為、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動規範について定める。

(対 象)

第2条 この規程において研究者とは、本学の専任教員、その他本学において研究活動を行なう者をいう。学生であっても研究に関わるときは研究者に準じて取り扱う。

(研究の基本)

第3条 研究者は、良心に従って自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果を歪めることがあってはならない。

- 2 研究者は、常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重し、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令等及び本学の規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究を自覚し、他分野の専門研究を尊重し、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないように十分に配慮しなければならない。
- 3 研究者は他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習及び規律の理解に努めなければならない。
- 4 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究対象者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲を逸脱して収集してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も1項

と同等に扱われなければならない。

（個人情報保護）

第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の取り扱いについては、個人情報の保護の観点から、本学の個人情報保護に係る規程を遵守しなければならない。

- 2 研究者は研究のために収集した資料、情報、データ等において、個人が特定できないように処理し、厳重に管理しなければならない。又、個人を特定できる内容については、これを他に洩らしてはならない。

（情報・データ等の利用及び管理、開示）

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等を合理的期間保存しなければならない。本学として論文の実験データの保存期間については、実験ノートなど文書や電子データ、画像等は論文発表後10年とし、実験試料や標本等については5年とする。ただし、法令又は規程等による保存期間が長い場合にはその定めに従うものとする。
- 3 研究者は、その研究活動が適切に行われていることを担保するため、研究活動で収集又は生成した資料、情報、データ等は必要に応じて、開示しなくてはならない。

（機器、薬品・材料等の安全管理）

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する本学の規程を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもって廃棄処理しなければならない。

（研究成果発表の規準）

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、当該研究の成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究の成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものも含め、次に掲げる不正な行為を特定不正行為と規定し、絶対にこれをしてはならない。

（1）捏造（存在しないデータの作成）

（2）改ざん（データの変造、偽造）

（3）盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）

- 5 研究の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等

は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

6 前項及び前々項の他に次に掲げる行為についてもこれをしてはならない。

- (1) 不適切なオーサiership
- (2) 二重投稿
- (3) 自己盗用
- (4) 分割投稿（サラミ投稿）
- (5) 研究データの破棄・不適切な加工等の不適切な管理

（論文著書の条件）

第 11 条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究の着想、研究成果の分析、論文執筆等のいずれかの研究過程において主体的に携わり、自分が担当した部分について責任をもって説明出来、研究に十分な貢献をしたと認められる場合は、その研究に係る論文の著者としての適切な権利及び義務（オーサiership）を認める。

（研究費の取扱い）

第 12 条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を研究計画に基づき当該研究等に必要な経費に使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び本学の諸規定等を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証ひょう書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（他者の業績評価）

第 13 条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（研究倫理審査委員会）

第 14 条 本学は、この規程の運用を実効あるものとし、及びこの規程の目的とする研究を推進するために武蔵野学院大学大学院研究倫理審査委員会を設置する。

- 2 倫理審査委員会は紀要編集委員会が兼任する。

（研究倫理教育）

第 15 条 研究活動における不正防止のため、本規程第 2 条に定めた者に対して、研究倫理教育を行うものとする。

- 2 研究倫理教育の実施方法等に関しては、別に定める。

(特定不正行為通報への対応)

第 16 条 本規程第 2 条に定めた者の研究活動及び研究活動により著された論文等に関して、特定不正行為があったとの疑義が生じた場合は、調査委員会等を組織し、不正の有無をはじめ、疑義に対して対応するものとする。

- 2 調査委員会等の組織や調査活動等に関しては、別に定める。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、事務局が所管する。

(規程の変更)

第 18 条 この規程の変更は、研究科委員会構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 23 年 1 月 26 日より施行する。

- 2 この規程は、平成 28 年 3 月 8 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は、令和元年 7 月 3 日より施行する。
- 5 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

武蔵野学院大学大学院 研究活動における倫理教育細則

（目的）

第1条 この細則は、武蔵野学院大学大学院（以下「本学」という）の研究倫理規程第15条に定める研究倫理教育の実施に関する内容等を定めたものである。

（対象）

第2条 この細則で定める研究倫理教育を受ける対象は、本学研究倫理規程第2条に定める者とする。

（組織）

第3条 本学が行う研究倫理教育（以下、「倫理教育」という）に関しては、本学職員によって組織された研究倫理教育担当が行うものとする。

2 研究倫理教育担当責任者は事務局長とする。

3 責任者以外の担当は研究倫理教育担当責任者の推薦の下、学長が決定する。

（実施時期等）

第4条 倫理教育に関しては、研究倫理教育担当が各年度において1回以上、本細則第2条に定める研究者（以下、「該当研究者」という。）全員に対して行うものとする。

2 該当研究者は倫理教育の受講を必須とする。

（未受講者対応）

第5条 倫理教育の受講に関して、何らかの理由で受講できなかった研究者に対しては、別途、研究倫理教育担当が個別に受講の機会を設定するものとする。

（受講状況の把握）

第6条 研究倫理教育担当は該当研究者に対して、倫理教育の受講記録簿の提出を求め、これを以て、受講状況を把握するものとする。

（細則の変更）

第7条 この細則の変更は、研究科委員会構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、平成28年3月8日より施行する。

(目的)

第1条 この細則は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という）及び武蔵野学院大学大学院の研究倫理規程の趣旨を踏まえ、本学における研究活動における不正行為に関し、調査等の必要な事項を定める。

(特定不正行為)

第2条 この細則における研究活動における不正行為は、研究倫理規程第 10 条第 4 項に定める行為（以下「特定不正行為」という）とする。

(対象)

第3条 この細則が適用される対象は研究倫理規程第 2 条に定める者とする。

(特定不正行為に関する告通窓口)

第4条 特定不正行為に関する告発（以下「告発」という）、又は告発の意思を明示しない相談（以下「相談」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という）は、本学事務局とする。

2 告発又は相談を受け付けた部署は、受付窓口に当該事案を回付する。

3 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちに、本細則第 5 条に定める研究不正調査責任者に報告する。

4 告発及び相談を受け付ける者は、告発及び相談に関して利害関係のない者が当たり、利害関係があると判明した時点で、事務局長が他の者を充てることとする。

(研究不正調査責任者)

第5条 研究活動における特定不正行為を調査する責任者は学部長もしくは研究科長を研究不正調査責任者とする。

2 責任者を学部長、研究科長のいずれかにするかは、事案の内容等を勘案して、学長が決定する。

3 学部長、研究科長のいずれもが告発のあった事案について告発者及び被告発者と直接の利害関係にあるときは、学長が指名する教職員を研究不正調査責任者とする。

(告発の取り扱い)

第6条 告発は、顕名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口に行き届く。なお、告発については学内外を問わず、何人たりとも行えるものとする。告発先に関しては本規程を掲載しているホームページに記載されているところとする。

2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付ける。

3 本条第 1 項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと学長が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱うことができる。

4 研究不正調査責任者は、受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知する。ただし、匿名による告発については、この限りではない。

- 5 研究不正調査責任者は、告発のあった事案が、本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知する。
- 6 告発のあった事案について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

(相談の取り扱い)

- 第7条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。
- 2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、研究不正調査責任者が特に必要と認めたときは、当該事案について学長に報告することがある。

(警告)

- 第8条 研究不正調査責任者は、特定不正行為が行われようとしている、もしくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長に報告する。
- 2 学長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事案を回付する。

(秘密保持)

- 第9条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した教職員、大学院生を含む学生等も同様とする。

(例外的公表)

- 第10条 調査事案が何らかの事由により漏えいした場合（告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く）は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

(告発者の保護)

- 第11条 単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

- 第12条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第13条 相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な

取扱いを行わない。

（調査関係者の保護）

第 14 条 研究不正調査責任者は、告発者、被告発者、調査協力者もしくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮する。

（報道等への対応）

第 15 条 該当研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをする。

- 2 本学は、該当研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上等に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者等、特定不正行為の事案の内容が提示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをする。

（調査の範囲）

第 16 条 該当研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合（他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ）は、原則として、告発された事案について調査を行う。

- 2 該当研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。

（予備調査）

第 17 条 告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の研究成果の事後の検証を可能とするものについて予備調査を行う。

- 2 予備調査は、研究不正調査責任者及び学長が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という）が行う。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。委員長以外の委員は委員長が告発された案件と利害関係のない者から名簿を作成し、学長が任命する。委員の人数は 1～3 名とする。
- 4 予備調査委員会は、特に必要があると認めたときは、証拠となり得る資料、情報、データ等を保全する措置をとることができる。
- 5 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本格的な調査（以下「本調査」という）を行う。
- 6 予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知する。
- 7 前項に規定する場合において、本学は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る研究費等を配分する機関等及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示する。
- 9 予備調査は、告発を受け付けた日（他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日）から概ね 30 日以内に終了する。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。

- 10 本条第 6 項及び第 7 項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、学長が行う。

(本調査)

- 第 18 条 学長は、前条第 5 項に規定する本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省および関係省庁にこの旨を報告する。
- 2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併せて当該機関に通知する。
- 3 本学は、前条第 5 項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね 30 日以内に本調査を開始する。

(特定不正行為調査委員会)

- 第 19 条 学長は、本調査の実施を決定したときは、本学に特定不正行為調査委員会（以下「本調査委員会」という。）を設置する。
- 2 本調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、資料、情報、データ等の各種資料の保全及び提出を求めること、関係者から事情を聴取すること等必要な権限を有する。
- 3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 研究不正調査責任者
- (2) 学長が指名する教職員 若干名
- (3) 外部有識者 1 名以上
- 4 本調査委員会に委員長を置き、第 3 項 (1) の委員をもって充てる。
- 5 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 6 委員の過半数は本学に在籍しない、外部有識者である者とする。
- 7 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を学長に報告する。
- 8 本調査委員会は、第 28 条第 1 項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし、不服申立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基づく審査等を行う場合は、当該審査結果の報告を学長に行ったときに任務を終了する。

(本調査委員会委員の通知)

- 第 20 条 学長は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

(異議申し立て)

- 第 21 条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から 7 日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。
- 2 学長は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行う。
- 3 学長は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法)

第 22 条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、資料、情報、データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。

- 2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
- 3 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請する。
- 4 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に関連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。
- 5 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(資料等の保全等)

第 23 条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。

- 2 前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは、当該機関に対して資料等の保全を要請する。
- 3 本条第 1 項及び第 2 項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、学長が特に必要があると認めたときは、告発に関連する研究活動の停止を命じることがある。

(被告発者の説明責任)

第 24 条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第 25 条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。

- 2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね 150 日以内に行う。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定する。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 本調査委員会は、本条第 1 項及び第 3 項、第 4 項の認定を行ったときは、直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。また学長はこれらの認定結果について、公表する。

(認定の判断基準)

第 26 条 前条第 1 項の認定に当たっては、本調査委員会は、第 24 条に定める被告発者からの説明及び調

査によって得られた諸証拠を総合的に判断して行う。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

- 2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について、十分に検討する。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為があったものと認定する。

（調査結果等の通知等）

第 27 条 学長は、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外の者で、特定不正行為に関与したと認定した者を含む。以下同じ。）に通知する。

- 2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知する。
- 3 学長は、前 2 項に定めるもののほか、当該事案に係る研究費の配分機関や文部科学省および関係省庁に当該調査結果を報告する。
- 4 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨を通知する。
- 5 学長は、告発に係る研究活動における研究費の配分機関から請求があった場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行う。

（不服申立て）

第 28 条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第 1 項に規定する通知を受け取った日から 14 日以内に不服を学長に申し立てることができる。

ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

（不服申立ての審査）

第 29 条 前条第 1 項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたときは、調査委員を交代もしくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 3 本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者（以下「本調査委員会等」という）は、特定不正行為があったと認定した被告発者から不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに判断する。
- 4 本調査委員会等は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下することを決定したときは、その旨を直ちに学長に報告する。
- 5 本調査委員会等は、本条第 3 項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、被告発者に対し先の調査を覆すに足る資料の提出等の再調査の協力を求める。
- 6 前項に規定する場合において、被告発者の協力を得られない場合は、本調査委員会等は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、審査を打ち切ったときは、その旨を直ちに学長に

報告する。

- 7 本調査委員会等は、本条第 5 項の再調査を開始したときは、再調査を開始した日から概ね 50 日以内に審査結果を決定し、その結果を直ちに学長に報告する。
- 8 本調査委員会等は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場合は、再調査を行うものとし、再調査を開始した日から概ね 30 日以内に調査し、その結果を直ちに学長に報告する。
- 9 告発者が本条第 8 項による不服申し立てをした場合は告発者の所属研究機関及び被告発者にその旨を通知する。
- 10 不服の申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会等が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けない。

(不服申立てに係る関係者への通知等)

- 第 30 条 学長は、前条第 1 項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を告発者又は被告発者に通知し、並びに当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省および関係省庁に報告する。
- 2 学長は、前条第 4 項及び第 5 項に規定する報告に基づく決定を行ったときは、その旨を被告発者に通知するとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省および関係省庁に報告する。
 - 3 学長は、前条第 7 項の審査結果を被告発者、被告発者が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

- 第 31 条 学長は、本調査委員会等の調査の結果、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに公表する。
- 2 学長は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、学長は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表する。
 - 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 本条第 1 項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (2) 本条第 2 項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (3) 本条第 3 項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
 - 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により学長が特に必要があると認めたときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

(特定不正行為認定後の措置)

第 32 条 学長は、特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者（以下「被認定者」という。）が本細則第 3 条に該当する者の場合は、学校法人武蔵野学院就業規則等（以下「規則等」という。）に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。

（研究費の使用中止）

第 33 条 学長は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることがある。

（悪意に基づく告発者への措置）

第 34 条 学長は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは、告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。

（特定不正行為以外の告発について）

第 35 条 特定不正行為以外の不正行為に類すると認定できる行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ等）に関して告発があった際には、研究不正調査責任者が事実関係を精査し、特定不正行為と同様の調査等を行う場合があるものとする。

（細則の変更）

第 36 条 この細則の変更は、研究科委員会の構成員の過半数の承認を経て、学長が定める。

附 則 この細則は、平成 28 年 3 月 8 日から施行する。

2 この細則は、令和元年 7 月 3 日から施行する。

＊上記以外の規程については武蔵野学院大学の規程を準用。なお、以下については本学HP「情報公開」の「7.科研費等公的研究費に関する学内規定」で公開していますので、ご覧下さい。

科研費の運営・管理の規程

科研費等の不正使用防止計画推進部署に関する規程

科研費等の内部監査に関する規程

科研費等の不正使用調査委員会規程

科研費等の不正使用懲戒規程

科研費等の使用・管理における行動規範

科研費等の事務処理における職務分掌等に関する内規

科研費等の取引ルール内規

科研費等の内部監査ルール内規

科研費等誓約書（取引業者用）

科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する細則

武蔵野学院大学 個人研究費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、本学専任教員の研究の推進をはかることを目的とし、教員個人研究費の取扱について定める。

(対 象)

第2条 個人研究費の交付を受けるものは、専任の教授、准教授、講師、助教（講師待遇）とする。

(区 分)

第3条 個人研究費は、「研究費」と「研究旅費」とに区分される。

(研究費)

第4条 「研究費」の用途は、次のとおりとする。

- (1) 研究に必要な図書、雑誌、資料等の購入費。
- (2) 研究に必要な設備備品費及び消耗品費。
- (3) 研究、特に調査のために必要とした労務費又は印刷費。但し、委託研究の場合を除く。
- (4) その他。

(権利の帰属)

第5条 「研究費」によって購入した図書及び設備備品（1点又は1組の価格が5万円（消費税含む）以上の物）は本学に帰属し、登録される。但し、専任教員として在籍中は各自がこれを登録した後、管理し使用する事が出来る。

- 2 教員が退職する時は、登録されている図書等を本学に返還しなければならない。但し、本人の希望する場合、個人研究費検討委員会での協議を経て譲渡する場合がある。その場合は学長の許可を必要とする。
- 3 設備備品（1点又は1組の価格が5万円（消費税含む）以上の物）を購入した場合は、納品書の控えを事務担当者に提出し、その物品の検収を受けるものとする。但し、納品書を徴収することが困難な場合は、領収書（明細書）に購入の物品の内訳が明確に特定できれば、省略することもできる。

(研究旅費)

第6条 「研究旅費」は、学会出張及び研究（研修）会、実地調査等の出席のための出張旅費とする。

(研究計画等)

第7条 研究費の支給を願い出る者は、「教員研究費支給願」（様式・研1）に基づき願い出るものとする。

(支給額)

第8条 研究費の年間支給額の上限は、原則一人当たり40万円とする。但し、追加で研究費が必要となった場合は、その旨を事前に所定の様式及び添付書類により事務局長に申請し、教授会での審

議を経て、学長が決定し場合は追加支給を行う。

- 2 追加の研究費については、別表（研究費追加支給分について）にて定める。
- 3 追加支給分の内、学会参加に係る旅費については、事務局の許可を経て、支給額を決定するものとする。
- 4 研究費のうち旅費に消費しうる額は、原則として 50%以内とする。（追加分は含まない）

（支出方法）

第 9 条 研究費の支出は、教員が提出した「教員研究費支給願」（様式・研 1）により申請し、個人研究費検討委員会での協議を経て、事務局長を通じて学長に提出し許可を得、所定の手続を経て支出するものとする。

（報 告）

第 10 条 個人研究費の使用状況は使用者が管理し、年度終了時の指定した日時に「教員研究費決算書」（様式・研 3～11）及び「領収書」添付用紙（様式・研 12）に領収書を添付し、個人研究費検討委員会での協議を経て、事務局長を通じて学長に報告する。

（論文の可否と研究費支給）

第 11 条 研究費の支給を受けた教員は、年度末に「教員研究費決算書」（様式・研 2）を提出しなければならない。

- 2 研究計画に応じて 3 年あるいは 1 年毎に研究論文を提出するものとする。研究論文は、本学研究紀要に掲載されるが、その可否は、紀要編集委員会に一任される。

（規程の変更）

第 11 条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 25 年 3 月 8 日より施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この規程は、令和 3 年 3 月 3 日より施行する。

別表（研究費追加支給分について）

- ・申請については、所定の様式に記入の上、事務局長まで提出することとする。

1. 学会参加に係る旅費
・日本学術会議が認める協力学術研究団体の学会等で、発表や司会、討論参加者等の然るべき役割がある場合のみとし、海外の学会参加の場合もこれに準ずる。 ・根拠資料となる添付資料を提出することとする。 ・当該年度における上限額は1人当たり 200,000 円とする。 ・申請は随時受け付ける。
2. 海外での資料調査に係る旅費
・採用人数は大学全体で年に若干名とし、応募者多数の場合は、個人研究費検討委員会で協議し学長が選定することとする。 ・調査後に報告書を提出するものとする。 ・当該年度における上限額は1人当たり 100,000 円とする。 ・申請は年度当初のみとする。
3. 研究初年度の設備備品等購入費
・専任教員として採用された初年度のみ、設備備品などの購入を配慮し、研究環境を整えるための費用として申請可能とする。 ・当該年度における上限額は1人当たり 100,000 円とする。 ・申請は年度当初のみとする。
4. その他、学長が特に必要と認めた場合
・この場合、任意の研究計画書の提出を別途求める。

※様式・研1～12 はここでの掲載は省略。

(目的・設置)

第1条 「武蔵野学院大学 個人研究費に関する規程」第9条に基づき、その内容を検討するため武蔵野学院大学個人研究費検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、組織及び運営について必要な事項を定める。

(検討委員会の審議事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 個人研究費の「教員研究費支給願」・「教員研究費決算書」の妥当性。
- (2) 個人研究費で購入した図書等の管理・処分について。
- (3) その他個人研究費に関すること。

(検討委員会の構成)

第3条 検討委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) (委員長) 学部長を検討委員会委員長とする。
- (2) (副委員長) 事務局長
- (3) (委員) 研究科長
- (4) (監事) 法人本部監事
- (5) (その他委員) 事務局個人研究費担当職員ならびに委員長が指名する教員及び職員。

2 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を臨時的に検討委員会に出席させることができる。

(報告)

第4条 検討した結果は学長に報告する。

(運営)

第5条 検討委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 検討委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(事務)

第6条 検討委員会の事務は、事務局が所管する。

(相談窓口)

第7条 検討委員会は、個人研究費の申請および経理事務等の手続き等に関する相談窓口を事務局内に設置するものとする。

2 本相談窓口は、個人研究費の配分を受ける研究者からの各種相談に応じる。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成３０年１２月５日より施行する。

２ この規程は、令和３年３月３日より施行する。

(目 的)

- 第1条 この規程は、本学の専任教員が、それぞれの有する学術研究の分野において、学内又は学外で行う共同研究を実施するにあたり、必要とする諸事項を定め、もって当該研究の活性化と円滑化を図り、併せて本学の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この規程における共同研究とは、特定の研究課題について複数の者が共同で実施する研究をいい、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 大学、学部、学科、研究所等にわたる本学内における共同研究

(2) 本学の自主性の下に、学外諸機関（他大学、研究所等をいう。以下同じ）又はその学外諸機関に属する研究者との提携により行われる共同研究

(申請手続)

- 第3条 本共同研究の実施を予定する者は、研究代表者を定めなければならない。
- 2 研究代表者は、共同研究計画書に共同研究所要経費内訳表を添えて、所属長を経て学長に提出しなければならない。
- 3 学外諸機関との共同研究において学外者が本学の施設、設備等を使用する必要があるときは、研究者はあらかじめ所属長等の承認を得るものとする。

(研究機関)

- 第4条 共同研究を行なう機関として、研究所を置く。
- 2 研究所名を、日本総合研究所とする。
- 3 研究所に関することは、別に定める。

(研究期間)

- 第5条 共同研究の期間は、1研究課題につき原則として1年とする。
- 2 継続して研究することが必要な場合には、前条により改めて申請手続を行うものとする。
- 3 1研究課題における継続研究は、3年を限度とする。

(審査委員会)

- 第6条 共同研究に関する事項を審議するため、審査委員会を置く。
- 2 審査委員会は、委員長、副委員長及び学長の委嘱する者若干名をもって構成する。
- 3 委員長は、学長がこれに当たり、委員会を招集して、議長となる。
- 4 副委員長は、学部長がこれに当たり、学長を補佐する。
- 5 委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 共同研究課題の募集に関する事項
- (2) 共同研究課題の計画内容の審議に関する事項
- (3) 共同研究候補課題の選考に関する事項
- (4) 継続共同研究課題の選考に関する事項

- 6 委員長は、委員以外の教職員を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 7 委員長は、申請のあった共同研究について、審査委員会の結果に基づき、その決定を研究代表者に通知するものとする。

(研究費の取扱い)

- 第7条 採択された研究課題に係る研究費の予算については、学長が取りまとめ理事会の議を経て理事長の承認を得るものとする。
- 2 共同研究に要する研究費は、研究活動に直接必要な経費にあてるものとし、その取り扱いについては、本学の経理に関する規程によりこれを処理しなければならない。
 - 3 研究費予算を、他の予算に流用したり、又は他の予算を該当研究費予算へ流用してはならない。
 - 4 研究費により取得した設備、備品及び図書は、本学に帰属する。
 - 5 研究費の上限については、別表の通りとする。

(研究成果報告等)

- 第8条 研究代表者は、年度末又は研究機関終了後、1ヵ月以内に研究成果(経過)報告書を所属長を経て、学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

- 第9条 研究代表者は、研究機関終了後1年以内に、共同研究の成果を研究紀要、研究論集に掲載し、公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により公表できない場合は、以後の公表計画等を学長に提出するものとする。

(事務担当)

- 第10条 共同研究に関する事務は、教務部が担当する。

(規程の変更)

- 第11条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

- 附 則 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

別表

件数	研究費(上限)	※年間研究費総額300万円
1	100万円	※1年間6件までとする。

武蔵野学院大学 研究紀要規程

(目 的)

第1条 本学教員の学術振興を図り、研究成果を公表することを目的に「武蔵野学院大学研究紀要」を発刊する。

(対 象)

第2条 個人研究費を受領した専任の教授、准教授、講師、助教が研究論文を投稿することができる。

(投稿義務)

第3条 個人研究費を受領した専任の教授、准教授、講師、助教は、3年に1度研究論文を提出しなければならない。

(編集委員投稿内規)

第4条 研究紀要編集委員、投稿内規及び刊行に関しては別に定める。

(刊 行)

第5条 研究紀要は毎年度発刊する。但し、第1号は平成18年度に刊行する。
2 研究紀要は、「武蔵野短期大学研究紀要」と合併刊行することがある。

(事 務)

第6条 研究紀要刊行に関する事務は、図書館が行う。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

武蔵野学院大学 研究紀要投稿に関する内規

(目 的)

第1条 武蔵野学院大学研究紀要規程の第4条に基づき、研究紀要投稿に関する内規を定める。

(投稿者)

第2条 投稿者は本学教授、准教授、専任講師、助教で前年度研究費を受領し当該決算書を本部事務局長が承認した者で、当該紀要刊行時点に在職している者とする。

2 学長が必要と認め、投稿を許可した者。

(編集委員)

第3条 紀要編集及び刊行は、編集委員会にすべてを一任する。編集委員会は、学部長、学科長、図書館長、及び学長に指名された者を委員とし、学部長が委員長を兼ねる。

2 委員会の任期は1年とする。但し再任を妨げないものとする。

(内 容)

第4条 投稿原稿は、学術論文、調査報告書等で、未発表のものとする。

2 実技を伴う研究（芸術、体育学）をしている者は、その実情と共にそれに伴う研究論文を発表しなければならない。

3 実技を伴う研究（芸術、体育学）に関しては、活動報告を掲載することがある。

4 他学術誌に発表された報文は抄録として掲載することがある。

(報文題名)

第5条 報文は和文の場合は欧文の題名および著者名を付記すること。

(原稿枚数)

第6条 報文は一題につき図および表等を含み刷り上がり13頁（和文の場合400字詰原稿用紙50枚）以内とし、超過する場合はその費用を著者負担とする。

2 抜き刷りは30部を無料とし、それ以上は著者負担とする。

3 色刷りは著者負担とする。

4 校正は著者自身が行う。校正に際してミスプリント以外の訂正、変更は原則として認められない。

(編集委員会の指示)

第7条 報文原稿は編集委員会の指示に従って作成する。

(内規の変更)

第8条 この内規の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この内規は、平成16年4月1日より施行する。

- 2 この内規は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

(目 的)

第1条 この規程は、武蔵野学院大学（以下「本学」という）における学術研究の信頼性と公正性を確保する為、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動規範について定める。

(対 象)

第2条 この規程において研究者とは、本学の専任教員、その他本学において研究活動を行なう者をいう。学生であっても研究に関わるときは研究者に準じて取り扱う。

(研究の基本)

第3条 研究者は、良心に従って自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果を歪めることがあってはならない。

- 2 研究者は、常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重し、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令等及び本学の規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究を自覚し、他分野の専門研究を尊重し、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないように十分に配慮しなければならない。
- 3 研究者は他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習及び規律の理解に努めなければならない。
- 4 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究対象者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲を逸脱して収集してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も1項

と同等に扱われなければならない。

（個人情報保護）

第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の取り扱いについては、個人情報保護の観点から、本学の個人情報保護に係る規程を遵守しなければならない。

- 2 研究者は研究のために収集した資料、情報、データ等において、個人が特定できないように処理し、厳重に管理しなければならない。又、個人を特定できる内容については、これを他に洩らしてはならない。

（情報・データ等の利用及び管理、開示）

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等を合理的期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。
- 3 研究者は、その研究活動が適切に行われていることを担保するため、研究活動で収集又は生成した資料、情報、データ等は必要に応じて、開示しなくてはならない。

（機器、薬品・材料等の安全管理）

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する本学の規程を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもって廃棄処理しなければならない。

（研究成果発表の規準）

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、当該研究の成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとする事ができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究の成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものも含め、次に掲げる不正な行為を特定不正行為と規定し、絶対にこれをしてはならない。
 - （1）捏造（存在しないデータの作成）
 - （2）改ざん（データの変造、偽造）
 - （3）盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）
- 5 研究の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

- 6 前項及び前々項の他に次に掲げる行為についてもこれをしてはならない。
- (1) 不適切なオーサーシップ
 - (2) 二重投稿
 - (3) 自己盗用
 - (4) 分割投稿（サラミ投稿）
 - (5) 研究データの破棄・不適切な加工等の不適切な管理

（論文著書の条件）

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究の着想、研究成果の分析、論文執筆等のいずれかの研究過程において主体的に携わり、自分が担当した部分について責任をもって説明出来、研究に十分な貢献をしたと認められる場合は、その研究に係る論文の著者としての適切な権利及び義務（オーサーシップ）を認める。

（研究費の取扱）

- 第12条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。
- 2 研究者は、交付された研究費を研究計画に基づき当該研究等に必要な経費に使用しなければならない。
 - 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び本学の諸規定等を遵守しなければならない。
 - 4 研究者は、証ひょう書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（他者の業績評価）

- 第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。
- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（研究倫理審査委員会）

- 第14条 本学は、この規程の運用を実効あるものとし、及びこの規程の目的とする研究を推進するために武蔵野学院大学研究倫理審査委員会を設置する。
- 2 研究倫理審査委員会は紀要編集委員会が兼任する。

（研究倫理教育）

- 第15条 研究活動における不正防止のため、本規程第2条に定めた者に対して、研究倫理教育を行うものとする。
- 2 研究倫理教育の実施方法等に関しては、別に定める。

(特定不正行為通報への対応)

第 16 条 本規程第 2 条に定めた者の研究活動及び研究活動により著された論文等に関して、特定不正行為があったとの疑義が生じた場合は、調査委員会等を組織し、不正の有無をはじめ、疑義に対して対応するものとする。

2 調査委員会等の組織や調査活動等に関しては、別に定める。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、事務局が所管する。

(規程の変更)

第 18 条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 23 年 1 月 26 日より施行する。

2 この規程は、平成 28 年 3 月 8 日より施行する。

3 この規程は、令和元年 7 月 3 日より施行する。

4 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

武蔵野学院大学 研究活動における倫理教育細則

（目的）

第1条 この細則は、武蔵野学院大学（以下「本学」という）の研究倫理規程第15条に定める研究倫理教育の実施に関する内容等を定めたものである。

（対象）

第2条 この細則で定める研究倫理教育を受ける対象は、研究倫理規程第2条に定める者とする。

（組織）

第3条 本学が行う研究倫理教育（以下、「倫理教育」という）に関しては、本学職員によって組織された研究倫理教育担当が行うものとする。

2 研究倫理教育担当責任者は事務局長とする。

3 責任者以外の担当は研究倫理教育担当責任者の推薦の下、学長が決定する。

（実施時期等）

第4条 倫理教育に関しては、研究倫理教育担当が各年度において1回以上、本細則第2条に定める研究者（以下、「該当研究者」という。）全員に対して行うものとする。

2 該当研究者は倫理教育の受講を必須とする。

（未受講者対応）

第5条 倫理教育の受講に関して、何らかの理由で受講できなかった研究者に対しては、別途、研究倫理教育担当が個別に受講の機会を設定するものとする。

（受講状況の把握）

第6条 研究倫理教育担当は該当研究者に対して、倫理教育の受講記録簿の提出を求め、これを以て、受講状況を把握するものとする。

（細則の変更）

第7条 本細則は教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、平成28年3月8日より施行する。

(目的)

第1条 この細則は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という）及び武蔵野学院大学（以下「本学」という）の研究倫理規程の趣旨を踏まえ、本学における研究活動における不正行為に関し、調査等の必要な事項を定める。

(特定不正行為)

第2条 この細則における研究活動における不正行為は、研究倫理規程第 10 条第 4 項に定める行為（以下「特定不正行為」という）とする。

(対象)

第3条 この細則が適用される対象は研究倫理規程第 2 条に定める者とする。

(特定不正行為に関する告通窓口)

第4条 特定不正行為に関する告発（以下「告発」という）、又は告発の意思を明示しない相談（以下「相談」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という）は、本学事務局とする。

- 2 告発又は相談を受け付けた部署は、受付窓口に当該事案を回付する。
- 3 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちに、本細則第 5 条に定める研究不正調査責任者に報告する。
- 4 告発及び相談を受け付ける者は、告発及び相談に関して利害関係のない者が当たり、利害関係があると判明した時点で、事務局長が他の者を充てることとする。

(研究不正調査責任者)

第5条 研究活動における特定不正行為を調査する責任者は学部長もしくは研究科長を研究不正調査責任者とする。

- 2 責任者を学部長、研究科長のいずれかにするかは、事案の内容等を勘案して、学長が決定する。
- 3 学部長、研究科長のいずれもが告発のあった事案について告発者及び被告発者と直接の利害関係にあるときは、学長が指名する教職員を研究不正調査責任者とする。

(告発の取り扱い)

第6条 告発は、顕名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口に行き届く。なお、告発については学内を問わず、何人たりとも行えるものとする。告発先に関しては本規程を掲載しているホームページに記載されているところとする。

- 2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付ける。
- 3 本条第 1 項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと学長が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱うことができる。
- 4 研究不正調査責任者は、受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知する。ただし、匿名による告発につい

ては、この限りではない。

- 5 研究不正調査責任者は、告発のあった事案が、本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知する。
- 6 告発のあった事案について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

（相談の取り扱い）

- 第7条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。
- 2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、研究不正調査責任者が特に必要と認めたときは、当該事案について学長に報告することがある。

（警告）

- 第8条 研究不正調査責任者は、特定不正行為が行われようとしている、もしくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長に報告する。
- 2 学長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事案を回付する。

（秘密保持）

- 第9条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した教職員、大学院生を含む学生等も同様とする。

（例外的公表）

- 第10条 調査事案が何らかの事由により漏えいした場合（告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く）は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

（告発者の保護）

- 第11条 単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

（悪意に基づく告発の禁止）

- 第12条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を行ってはならない。

（被告発者の保護）

- 第13条 相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一

部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

（調査関係者の保護）

第 14 条 研究不正調査責任者は、告発者、被告発者、調査協力者もしくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮する。

（報道等への対応）

第 15 条 該当研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをする。

- 2 本学は、該当研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上等に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者等、特定不正行為の事案の内容が提示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをする。

（調査の範囲）

第 16 条 該当研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合（他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ）は、原則として、告発された事案について調査を行う。

- 2 該当研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。

（予備調査）

第 17 条 告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の研究成果の事後の検証を可能とするものについて予備調査を行う。

- 2 予備調査は、研究不正調査責任者及び学長が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という）が行う。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。委員長以外の委員は委員長が告発された案件と利害関係のない者から名簿を作成し、学長が任命する。委員の人数は 1～3 名とする。
- 4 予備調査委員会は、特に必要があると認めたときは、証拠となり得る資料、情報、データ等を保全する措置をとることができる。
- 5 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本格的な調査（以下「本調査」という）を行う。
- 6 予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知する。
- 7 前項に規定する場合において、本学は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る研究費等を配分する機関等及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示する。
- 9 予備調査は、告発を受け付けた日（他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日）から概ね 30 日以内に終了する。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調

査に要する期間を加えることができる。

- 10 本条第 6 項及び第 7 項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、学長が行う。

（本調査）

- 第 18 条 学長は、前条第 5 項に規定する本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省および関係省庁にこの旨を報告する。
- 2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併せて当該機関に通知する。
- 3 本学は、前条第 5 項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね 30 日以内に本調査を開始する。

（特定不正行為調査委員会）

- 第 19 条 学長は、本調査の実施を決定したときは、本学に特定不正行為調査委員会（以下「本調査委員会」という。）を設置する。
- 2 本調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、資料、情報、データ等の各種資料の保全及び提出を求めること、関係者から事情を聴取すること等必要な権限を有する。
- 3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 研究不正調査責任者
- (2) 学長が指名する教職員 若干名
- (3) 外部有識者 1 名以上
- 4 本調査委員会に委員長を置き、第 3 項 (1) の委員をもって充てる。
- 5 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 6 委員の過半数は本学に在籍しない、外部有識者である者とする。
- 7 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を学長に報告する。
- 8 本調査委員会は、第 28 条第 1 項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし、不服申立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基づく審査等を行う場合は、当該審査結果の報告を学長に行ったときに任務を終了する。

（本調査委員会委員の通知）

- 第 20 条 学長は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

（異議申し立て）

- 第 21 条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から 7 日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。
- 2 学長は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行う。
- 3 学長は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法)

第 22 条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、資料、情報、データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。

- 2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
- 3 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請する。
- 4 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に関連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。
- 5 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(資料等の保全等)

第 23 条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。

- 2 前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは、当該機関に対して資料等の保全を要請する。
- 3 本条第 1 項及び第 2 項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、学長が特に必要があると認めたときは、告発に関連する研究活動の停止を命じることがある。

(被告発者の説明責任)

第 24 条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第 25 条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。

- 2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね 150 日以内に行う。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定する。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 本調査委員会は、本条第 1 項及び第 3 項、第 4 項の認定を行ったときは、直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。また学長はこれらの認定結果について、公表する

(認定の判断基準)

第 26 条 前条第 1 項の認定に当たっては、本調査委員会は、第 24 条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた諸証拠を総合的に判断して行う。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について、十分に検討する。

3 本調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為があったものと認定する。

(調査結果等の通知等)

第 27 条 学長は、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外の者で、特定不正行為に関与したと認定した者を含む。以下同じ。）に通知する。

2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知する。

3 学長は、前 2 項に定めるもののほか、当該事案に係る研究費の配分機関や文部科学省および関係省庁に当該調査結果を報告する。

4 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨を通知する。

5 学長は、告発に係る研究活動における研究費の配分機関から請求があった場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行う。

(不服申立て)

第 28 条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第 1 項に規定する通知を受け取った日から 14 日以内に不服を学長に申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

(不服申立ての審査)

第 29 条 前条第 1 項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたときは、調査委員を交代もしくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

3 本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者（以下「本調査委員会等」という）は、特定不正行為があったと認定した被告発者から不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに判断する。

4 本調査委員会等は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下することを決定したときは、その旨を直ちに学長に報告する。

5 本調査委員会等は、本条第 3 項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、被告発者に対し先の調査を覆すに足る資料の提出等の再調査の協力を求める。

6 前項に規定する場合において、被告発者の協力を得られない場合は、本調査委員会等は再調査を

行わず、審査を打ち切ることができるものとし、審査を打ち切ったときは、その旨を直ちに学長に報告する。

- 7 本調査委員会等は、本条第 5 項の再調査を開始したときは、再調査を開始した日から概ね 50 日以内に審査結果を決定し、その結果を直ちに学長に報告する。
- 8 本調査委員会等は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場合は、再調査を行うものとし、再調査を開始した日から概ね 30 日以内に調査し、その結果を直ちに学長に報告する。
- 9 告発者が本条第 8 項による不服申し立てをした場合は告発者の所属研究機関及び被告発者にその旨を通知する。
- 10 不服の申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会等が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けない。

(不服申立てに係る関係者への通知等)

第 30 条 学長は、前条第 1 項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を告発者又は被告発者に通知し、並びに当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省及び関係省庁に報告する。

- 2 学長は、前条第 4 項及び第 5 項に規定する報告に基づく決定を行ったときは、その旨を被告発者に通知するとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省及び関係省庁に報告する。
- 3 学長は、前条第 7 項の審査結果を被告発者、被告発者が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第 31 条 学長は、本調査委員会等の調査の結果、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに公表する。

- 2 学長は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表する。
- 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 本条第 1 項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (2) 本条第 2 項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (3) 本条第 3 項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
- 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により学長が特に必要があると認めたときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

(特定不正行為認定後の措置)

第 32 条 学長は、特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者（以下「被認定者」という。）が本細則第 3 条に該当する者の場合は、学校法人武蔵野学院就業規則等（以下「規則等」という。）に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。

（研究費の使用中止）

第 33 条 学長は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることがある。

（悪意に基づく告発者への措置）

第 34 条 学長は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは、告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。

（特定不正行為以外の告発について）

第 35 条 特定不正行為以外の不正行為に類すると認定できる行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ等）に関して告発があった際には、研究不正調査責任者が事実関係を精査し、特定不正行為と同様の調査等を行う場合があるものとする。

（細則の変更）

第 36 条 この細則の変更は教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、平成 28 年 3 月 8 日から施行する。

2 この細則は、令和元年 7 月 3 日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、競争的資金等に関する文部科学省研究者使用ルール・研究機関使用ルール及び日本学術振興会研究者使用ルール・研究機関使用ルールに基づき、武蔵野学院大学（以下、本学という。）における科学研究費等の適正な運営・管理体制の整備並びに充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 科研費等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に掲げる研究資金等のほか、他の機関より配分された競争的資金による公的研究費等を含めた研究費をいう。

(2) 研究者

科研費等の申し出及び配分を受ける者（当該研究を複数の者で行う場合は、その代表者及びその研究分担者）又は、本学以外の研究機関の研究代表者から科研費等の研究協力配分を受けた研究分担者及び連携研究者をいう。

(3) 最高管理責任者

本学における不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な策を講じる。また、統括責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って行う科研費等の運営・管理に関し最終責任を負う者であり、学長をもってあてる。

(4) 統括管理責任者

本学における科研費等の運営・管理に関して最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な権限と責任を有すると共に機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すると同時に実施状況を最高管理責任者に報告する者であり、学部長をもってあてる。

(5) コンプライアンス推進責任者

本学における科研費等の運営・管理に関し、実質的な権限と責任を有する者であり、事務局長をもってあてる。

コンプライアンス推進責任者の役割は以下のものとする。

- 1) 基本方針に基づき、科研費等の実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 2) 不正防止を図るため、学内の科研費を含む競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 学内の構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(6) 配分機関

配分機関とは競争的資金等を本学へ配分する機関を指す。

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者は、前条3号の責務を遂行するにあたり必要に応じて、統括管理責任者に指示を与えるものとする。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って科研費等の運営・管理が行えるよう適時に適切な指導力を発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、本学における科研費等の適正な運営・管理に資するため、教職員に対して必要な教育・研修を行うものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、第2条第5項の責務を遂行するに当たり、統括管理責任者の指示のもと、関係する教職員に必要な指示・指導を行うものとする。

(職務権限の明確化)

第6条 第2条から第5条までに定める者の職務権限に関しては、学内の構成員に周知徹底し、共通の理解を得るものとする。

- 2 業務分担の実態と職務分掌の規程にかい離が生じないように常に検証し、かい離する恐れがある場合は、速やかに規程を実態と合わせる努力をする。
- 3 運営・管理に関する手続きに関しては、実効性のあるものとするために、常に簡素化を図るよう努めるものとする。
- 4 別に定める「科研費（直接経費）の事務処理手続基準」、「科学研究補助金使用ルール」に関して、研究者等の権限と責任を明確にできるよう、該当者に周知していくものとする。

(ルール of 明確化・統一化)

第7条 競争的資金等の運営・管理に関しては、「武蔵野学院大学 科研費補助金等の経理事務取扱要領」、「科研費（直接経費）の事務処理手続基準」、「科学研究補助金使用ルール」に従って、行うものとする。

- 2 本条第1項に掲げる規程に関しては、科研費を含む競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールとして、適宜、見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図るものとする。
- 3 規程・ルールの体系化を常に図り、競争的資金等の運営・管理に関するすべての構成員に分かりやすい形で周知するものとする。

(コンプライアンス教育の徹底)

第8条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての教職員に不正にあたる事項を周知するため、コンプライアンス教育を実施するものとする。

- 2 コンプライアンス教育の徹底を図るため、受講者の理解度を測る方策をとることとする。
- 3 これらの教育の結果を順守する義務があることを周知したうえで、競争的資金等の運営・管理にかかわるすべての教職員に対し、受講の機会等で誓約書等（競争的資金の使用に関する本学規程の遵守、不正使用の禁止、不正を行った際には本学規程及び配分規程に基づいた処分を受けること、さらに法的責任を負うことなどの記載があるもの）の提出を求めるものとする。
- 4 上記の誓約書の提出がない者は競争的資金の運用・管理・使用ができないものとする。

(科研費等の事務管理)

- 第9条 最高管理責任者は、研究費等の申請、研究内容及び経費配分の変更、報告、通知等の手続きに関する事務を、事務局に行わせるものとする。
- 2 最高管理責任者は、科研費等の管理・経理業務をコンプライアンス推進責任者に委任し、コンプライアンス推進責任者は、科研費等の経理事務を事務局の事務員に行わせるものとする。
 - 3 コンプライアンス推進責任者は、科研費等に係る事務手続きについて適時に検証を行いルール
の明確化、統一化を図るとともに教職員に対する周知徹底を図るものとする。
 - 4 経理事務を行う事務員は、効率的かつ適正に科研費等の経理を行うとともに、教職員に対して
科研費等の適正な使用について適時に必要な助言を行うものとする。
 - 5 研究者は、統括管理責任者の指導及び部局責任者の助言のもと、科研費等を適正に使用する。

(相談窓口)

- 第10条 統括管理責任者は、科研費等の申請及び経理事務等の手続きに関する相談窓口を事務局内に
設置するものとする。
- 2 不正に係る情報が窓口の担当者にもたらされた場合、コンプライアンス推進責任者及び統括管
理責任者は迅速に最高管理責任者へ伝えるものとする。
 - 3 本相談窓口は、研究者からの科研費等にかかる各種相談に応じるとともに、科研費にかかる研
究者と科研費等の交付機関との連絡・調整業務を行うものとする。

(不正に係る告発に対する取扱い)

- 第11条 告発等を受けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の正確性などを確認し、
調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- また、報道機関や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取り扱いとする。
- 2 前項の確認によって、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する
ものとする。調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用額
等について調査する。
 - 3 最高管理責任者は調査対象となっている研究者等に対して、調査対象となっている制度の研究
費の使用停止を命じることができる。
 - 4 調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額につい
て認定するものとする。
 - 5 調査の実施に際し、調査方法、調査対象及びその方法等に関して配分機関に報告し、協議する
ものとする。
 - 6 告発等受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争
的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に報告す
るものとする。
 - 7 調査の過程であっても、不正の一部が確認された場合は、調査委員会は速やかに認定して、配
分機関に報告するものとする。
 - 8 調査の途中であっても、配分機関よりの求めに応じて、調査の進捗状況及び調査の中間報告を
提出しなければならない。
 - 9 調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、配分機関への当該調査に係る資料の提出

又は配分機関の閲覧、現地調査に応じなければならない。

10 調査委員会の組織、職務等に関しては別に定める。

(通報内容等の秘密保持)

第12条 最高管理責任者及び通報の内容を知る立場にある者は、通報内容等が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

(不正を認定された者への懲戒)

第13条 調査委員会の調査をもとに、調査委員会と統括責任者及びコンプライアンス推進責任者の合議の上、不正を働いたと認定された者に関しては、最高管理責任者にその旨を伝え、最高管理責任者は該当する競争的資金を含めたすべての公的研究費の使用への応募を最高10年間、制限できるものとする。

尚、応募の制限期間に関しては、「公的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合せ、平成17年9月9日制定、平成24年10月17日改正)を参考とするものとする。

- 2 調査委員会の調査をもとに、調査委員会と統括責任者及びコンプライアンス推進責任者の合議の上、不正を働いたと認定された者に関しては、最高管理責任者にその旨を伝え、最高管理責任者は学内で支給されている個人研究等に関しても、最高2年間、停止できるものとする。

(教職員の責務)

第14条 本学の教職員は、科研費等が国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った適切な使用及び必要な説明責任を果たさなければならない。

- 2 教職員は、この規程及びこの規程に基づくコンプライアンス推進責任者の指示・指導に従わなければならない。
- 3 教職員は、統括管理責任者が行う科研費等の運営・管理に関する教育に参加するとともに、コンプライアンス推進責任者から科研費等の運営・管理に係る調査等への協力要請があった場合、これに協力しなければならない。
- 4 私的流用など不正が悪質である、もしくは調査委員会の調査に対して誠実な態度で応じないなど、不正使用解明に関して積極的な態度で臨んでいないと調査委員会、コンプライアンス推進責任者、統括管理責任者が合議で認定した場合、最高管理責任者に報告し、調査対象者を刑事告発や民事訴訟によって訴える場合がある。

(調査内容の公表)

第15条 不正に関与していない者の利益を損なうなどの客観的、合理的な理由がある場合を除いて、不正に係る調査内容(不正に関与した者の氏名、所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査方法・手法等)を公表するものとする。

(不正の未然防止)

第16条 最高管理責任者は、科研費等の運営・管理上の不正な行為発生の要因を把握し、科研費等の運営・管理上における不正行為の未然防止に努めるものとする。 このため、適正な科研費等の取扱いに関するルールの特明確化及び職務権限の特明確化を図るとともに本学関係教職員に

対する科研費等の連用・管理の不正防止に関する啓蒙と自覚の高揚について必要な施策の推進に努めるものとする。

(研究費の適切な運営と管理)

- 第 17 条 最高管理責任者、統括責任者、コンプライアンス推進責任者（以下、「責任者」とする。）は科研費等の執行状況を常に確認するものとする。
- 2 科研費等の執行が著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないかを責任者は確認し、問題があれば改善策を講じるものとする。
 - 3 責任者は科研費等の使用に際し、発注がなされる時点で執行状況を確認できる体制を整えるものとする。
 - 4 責任者は科研費等の使用の際の購入先業者など支払先に関して恒常的に確認し、不正が発覚した場合は、その業者との取引を停止するなどの措置をとれるものとする。
 - 5 1 つもしくは 1 組の支払金額が 20 万円を超える業者、また月間の取引が 5 回を超えるもしくは年間の取引が 20 回を超える業者には、前期の条件が確認され次第、業者より誓約書の提出を行わせるものとする。
 - 6 発注・検収業務は事務局が行うものとする。ただし、1 つもしくは 1 組の支払金額が 20 万円を超えない場合は研究者が直接、発注を行うこともできる。ただし、研究者が発注を行う場合は、不正が発覚した際に該当研究者は本学規程に定める処分を受け、法的責任が発生するものとする。
 - 7 特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）の検収に関しては、責任者が学内もしくは学外の当該研究者以外の第三者を充てて行うことができるものとする。
 - 8 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、事務局が行うものとする。
 - 9 換金性の高い物品に関しては、検収において特段の配慮をする。
 - 10 研究者の出張計画の実行状況に関しては事務局で把握・確認するものとする。

(モニタリング)

- 第 18 条 科研費等の適正な使用のために、最高管理責任者が組織した内部監査組織による内部監査を行うものとする。
- 2 内部監査組織の組織、監査内容や監査手順に関しては別に定める。

(研修会・説明会の実施)

- 第 19 条 統括管理責任者は、教職員に対する適正な科研費等の取扱いに関する必要な教育並びに不正防止についての啓蒙のため、統括管理責任者に命じ、定期的な研修・説明会を実施させるものとする。

(雑 則)

- 第 20 条 その他、この規程に定めのない事項については、法令等及び学内諸規定によるものとする。

(改正)

- 第 21 条 本規程の改正は、本学教授会の議を経て、学長が決定する。

- 附 則 この規程は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵野学院大学 科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する細則

(目的)

第1条 本細則は本学の科学研究費等の運営・管理に関する規程に基づき、武蔵野学院大学（以下、「本学」という。）における科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針および不正防止計画を定めたものである。

(不正使用防止等に関する基本方針)

第2条 科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針は以下の通りとする。

本学では、平成19年2月15日付文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に基づき、第3条のような取り組みをすることとした。また、本学における科研費等公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制を絶えず見直しながら、学術研究を通じて社会・経済・文化等の充実に貢献できるよう努めていく。

(不正防止計画の位置付け)

第3条 科研費の運営・管理の規程に基づき、科研費等公的研究費の適正な運営・管理を行うため、第4条に示す不正防止計画を策定した。

(不正防止計画)

第4条 不正防止計画を以下のように定める。

区分	不正発生要因	予測される結果	課題解決への方策	不正防止計画
体制	運営・管理に関する責任体制が不明確である。	運営・管理責任が曖昧になり、研究者の独断での使用が行われる。	機関内の責任体制を明確化する。	「科研費の運営・管理の規程」や「科研費等の事務処理における職務分掌等に関する内規」に従い、適正な運営・管理を図る。
	相談窓口が整備されていない。	適切な使用方法が曖昧なため、研究者が独断で使用が行う。	相談窓口を設置する。	事務局内の科研費担当者やコンプライアンス推進責任者が相談窓口となり、適正な使用方法を指導する。
	通報窓口が整備されていない。	研究費の不正執行等を許す温床となる。	通報窓口を設置する。	コンプライアンス推進責任者を窓口として事務局に設置する。
区分	不正発生要因	予測される結果	課題解決への方策	不正防止計画

意識	科研費等公的研究費の適正な運営・管理における責任体制に対する周知が徹底されていない。	運営・管理責任が曖昧になり、研究者や事務担当者が独断で運用・管理を行う。	責任体制の周知を徹底する。	本学の責任体制に関する規程を学内外に公表して周知をはかるとともに、研修会等で責任体制を周知していく。
意識	公的研究費が国民の貴重な税金であり、不正使用が国民の負託を裏切る行為であるとの認識が不足している。	研究費は「研究者が運営・管理するもの」という誤った認識が生じ、機関管理を原則とする科研費等公的研究費の運営・管理の支障となる。	研究者への指導と意識向上を図る。	研究者に不正使用防止に関する研修会を開催し、恒常的な相談・指導につとめ、公的研究費の適正な使用についての意識の向上を図る。
	研究者の研究費使用ルールへの理解が不足している。	研究費の不適切な使用や不正使用を生む。	ルールの明確化と研究者への周知を徹底する。	学内ルールを明確化するとともに、研究者及び関連部署への周知徹底を図る。
物品費	備品(20万円以上)購入の際、研究者が独断で発注を行う。	業者との癒着、不適正な価格での取引や研究費のプール等、不適切な研究費執行の温床となる。	発注に関して、事務局が関与する。	備品(20万円以上)購入の際は、事務局が発注に関与し、研究者のみによる発注を行わない体制を整える。また、複数業者による見積りを行うなど、発注の透明化を図る。
	研究者への直接納品および第三者による検収を経ない物品購入。	架空の発注及びそれに基づく研究費の執行が行われる。	第三者への納品及び第三者による検収をおこなう。	備品(5万円以上)購入の際は、事務局が検収を行う。備品(20万円以上)購入の際は、事務局への納品を徹底する。

区分	不正発生要因	予測される結果	課題解決への方策	不正防止計画
----	--------	---------	----------	--------

旅費	「各種届」の事前提出が徹底されていない。	事前に、出張の必要性の確認や経費管理ができず、適切な研究費の執行が妨げられる。	事前申請・手続を徹底する。	「各種届」の事前提出及びそれに基づく決済を徹底する。
	出張報告書の記載が不明瞭である。（「資料収集」等の簡単な記載など）。	架空の出張を生む温床となる。	出張実施確認を徹底する。	出張報告書は具体的に記載する。また、裏付けとなる書類を添付する。
謝金等	アルバイト雇用に関し、第三者による実施確認が行われない。	架空の支出を生む温床となる。	第三者による実施の確認を行う。	業務の実施確認は、原則として事務局が行う。
	業務委託に関し、第三者による実施確認が行われない。	架空の支出を生む温床となる。	第三者による実施の確認を行う。	業務の実施確認は、原則として事務局が行う。
	研究者等による立替払い。	業務委託者等に適正に謝金が支払われない可能性がある。	支払手続を適正化する。	謝金の支払いは、原則として所属機関から本人名義口座への銀行振込とし、立替払いでの支払いを認めない。本人に直接支払う場合は、委託業者等の領収書を徴取するとともに、事務局による業務内容の確認を委託業者等に行う。

（細則の変更）

第5条 本細則の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、平成28年3月8日から施行する。

2 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

※武蔵野学院大学に関して、上記の規程を含め、以下については本学HP「情報公開」の「7.科研費等公的研究費に関する学内規定」で公開していますので、ご覧下さい。

科研費の運営・管理の規程
科研費等の不正使用防止計画推進部署に関する規程
科研費等の内部監査に関する規程
科研費等の不正使用調査員会規程
科研費等の不正使用懲戒規程
科研費等の使用・管理における行動規範
科研費等の事務処理における職務分掌等に関する内規
科研費等の取引ルール内規
科研費等の内部監査ルール内規
科研費等誓約書（取引業者用）
科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する細則

要参考 ホームページ掲載

7.科研費等公的研究費に関する学内規定

<https://www.musashino.ac.jp/mgu/information/>

(目 的)

第1条 この規程は、本学専任教員、及び国際センター研究員の研究の推進をはかることを目的とし、教員・研究員の個人研究費の取扱について定める。

(対 象)

第2条 個人研究費の交付を受けるものは、専任の教授・准教授・講師・助教（講師待遇）とする。

(区 分)

第3条 個人研究費は、「研究費」と「研究旅費」とに区分される。

(研究費)

第4条 「研究費」の用途は、次のとおりとする。

- (1) 研究に必要な図書・雑誌・資料等の購入費。
- (2) 研究に必要な設備備品費及び消耗品費。
- (3) 研究、特に調査のために必要とした労務費又は印刷費。但し、委託研究の場合を除く。
- (4) その他。

(権利の帰属)

第5条 「研究費」によって購入した図書及び設備備品（1点又は1組の価格が5万円（消費税含む）以上の物）は本学に帰属し、登録される。但し、専任教員として在籍中は各自がこれを登録した後、管理し使用する事が出来る。

- 2 教員が退職する時は、登録されている図書等を本学に返還しなければならない。但し、本人の希望する場合、個人研究費検討委員会での協議を経て譲渡する場合がある。その場合は学長の許可が必要である。
- 3 設備備品（1点又は1組の価格が5万円（消費税含む）以上の物）を購入した場合は、納品書の控えを事務担当者に提出し、その物品の検収を受けるものとする。但し、納品書を徴収することが困難な場合は、領収書（明細書）に購入の物品の内訳が明確に特定できれば、省略することもできる。

(研究旅費)

第6条 「研究旅費」は、学会出張及び研究（研修）会、実施調査等の出席のための出張旅費とする。

(研究計画等)

第7条 研究費の支給を願い出る者は、「教員研究費支給願」（様式・研1）に基づき願い出るものとする。

(支給額)

第8条 研究費の年間支給額の上限は、原則一人当たり30万円とする。但し、追加で研究費が必要となった場合は、その旨を事前に所定の様式及び添付書類により事務局長に申請し、教授会での審

議を経て、学長が決定し場合は追加支給を行う。

- 2 追加の研究費については、別表（研究費追加支給分について）にて定める。
- 3 追加支給分の内、学会参加に係る旅費については、事務局の許可を経て、支給額を決定するものとする。
- 4 研究費のうち旅費に消費しうる額は、原則として 50%以内とする。（追加分は含まない）

（支出方法）

第 9 条 研究費の支出は、教員が提出した「教員研究費支給願」（様式・研 1）により申請し、個人研究費検討委員会での協議を経て、事務局長を通じて学長に提出し許可を得、所定の手続きを経て支出するものとする。

（報 告）

第 10 条 個人研究費の使用状況は使用者が管理し、年度終了時の指定した日時に「教員研究費決算書」（様式・研 2）、「決算内訳書」等（様式・研 3～11）及び「領収書」添付用紙（様式・研 12）に領収書を添付し、個人研究費検討委員会での協議を経て、事務局長を通じて学長に報告する。

（研究論文の可否と研究費支給）

- 第 11 条 研究費の支給を受けた教員は、年度末に「教員研究費決算書」（様式・研 2）等を提出しなければならない。
- 2 研究計画に応じて 2 年あるいは 1 度研究論文を提出するものとする。研究論文は本学研究紀要に掲載さるが、その掲載の可否は紀要編集委員会に一任される。

（規程の変更）

第 12 条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は、平成 25 年 4 月 8 日より施行する。
- 6 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この規程は、令和 3 年 3 月 3 日より施行する。

別表（研究費追加支給分について）

- ・申請については、所定の様式に記入の上、事務局長まで提出することとする。

1. 学会参加に係る旅費
・日本学術会議が認める協力学術研究団体の学会等で、発表や司会、討論参加者等の然るべき役割がある場合のみとし、海外の学会参加の場合もこれに準ずる。 ・根拠資料となる添付資料を提出することとする。 ・当該年度における上限額は1人当たり 200,000 円とする。 ・申請は随時受け付ける。
2. 海外での資料調査に係る旅費
・採用人数は大学全体で年に若干名とし、応募者多数の場合は、個人研究費検討委員会で協議し学長が選定することとする。 ・調査後に報告書を提出するものとする。 ・当該年度における上限額は1人当たり 100,000 円とする。 ・申請は年度当初のみとする。
3. 研究初年度の設備備品等購入費
・専任教員として採用された初年度のみ、設備備品などの購入を配慮し、研究環境を整えるための費用として申請可能とする。 ・当該年度における上限額は1人当たり 100,000 円とする。 ・申請は年度当初のみとする。
4. その他、学長が特に必要と認めた場合
・この場合、任意の研究計画書の提出を別途求める。

※様式・研1～12 はここでの掲載は省略。

武蔵野短期大学 個人研究費検討委員会規程

（目的・設置）

第1条 「武蔵野短期大学 個人研究費に関する規程」第9条に基づき、その内容を検討するため武蔵野短期大学個人研究費検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、組織及び運営について必要な事項を定める。

（検討委員会の審議事項）

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 個人研究費の「教員研究費支給願」・「教員研究費決算書」の妥当性。
- （2） 個人研究費で購入した図書等の管理・処分について
- （3） その他個人研究費に関すること。

（検討委員会の構成）

第3条 検討委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- （1）（委員長）学科長を検討委員会委員長とする。
- （2）（副委員長）事務局長
- （3）（委員）事務局個人研究費担当職員ならびに委員長が指名する教員及び職員。
- （4）（監事）法人本部監事
- （5）（その他委員） 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を臨時的に検討委員会に出席させることができる。

（報告）

第4条 検討した結果は学長に報告する。

（運営）

第5条 検討委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 検討委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

（事務）

第6条 検討委員会の事務は、事務局が所管する。

（相談窓口）

第7条 検討委員会は、個人研究費の申請および経理事務等の手続きに関する相談窓口を事務局内に設置するものとする。

2 本相談窓口は、個人研究費の配分を受ける研究者からの各種相談に応じる。

（規程の変更）

第8条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成30年12月5日より施行する。

2 この規程は、令和3年3月3日より施行する。

(目 的)

第1条 本学教員の学術振興を図り、研究成果を公表することを目的に「武蔵野短期大学研究紀要」を発刊する。

(対 象)

第2条 個人研究費を受領した専任の教授、准教授、講師、助教が研究論文を投稿することができる。

(投稿義務)

第3条 個人研究費を受領した専任の教授、准教授、講師、助教は、2年に1度研究論文を提出しなければならない。

(編集委員投稿内規)

第4条 研究紀要編集委員、投稿内規及び刊行に関しては別に定める。

(刊 行)

第5条 研究紀要は毎年度発刊する。

2 研究紀要は、「武蔵野学院大学研究紀要」と合併刊行することがある。

(事 務)

第6条 研究紀要刊行に関する事務は、図書館が行う。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、昭和57年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成14年4月1日より施行する。

3 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

4 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

武蔵野短期大学 研究紀要投稿に関する内規

(目 的)

第1条 武蔵野短期大学研究紀要規程の第4条に基づき、研究紀要投稿に関する内規を定める。

(投稿者)

第2条 投稿者は本学教授、准教授、専任講師、助教で前年度研究費を受領し当該決算書を本部事務局長が承認した者で、当該紀要刊行時点に在職している者とする。

2 学長が必要と認め、投稿を許可した者。

(編集委員)

第3条 紀要編集及び刊行は、編集委員会にすべてを一任する。編集委員会は、学長、副学長、学科長、図書館長、及び学長に指名された者を委員とし、学長が委員長を兼ねる。

2 委員会の任期は、1年とする。但し、再任を妨げないものとする。

(内 容)

第4条 投稿原稿は、学術論文、調査報告書等で、未発表のものとする。

2 実技を伴う研究（芸術、体育学）をしている者は、その実情と共にそれに伴う研究論文を發表しなければならない。

3 実技を伴う研究（芸術、体育学）に関しては、活動報告を掲載することがある。

4 他学術誌に発表された報文は抄録として掲載することがある。

(報文題名)

第5条 報文は和文の場合は欧文の題名および著者名を付記すること。

(原稿枚数)

第6条 報文は一題につき図および表等を含み刷り上がり8頁（和文の場合400字詰原稿用紙37枚）以内とし、超過する場合はその費用を著者負担とする。

2 抜き刷りは30部を無料とし、それ以上は著者負担とする。

3 色刷りは著者負担とする。

4 校正は著者自身が行う。校正に際してミスプリント以外の訂正、変更は原則として認められない。

(編集委員会の指示)

第7条 報文原稿は編集委員会の指示に従って作成すること。

(内規の変更)

第8条 この内規の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この内規は、昭和57年4月1日より施行する。

- 2 この内規は、平成14年4月1日より施行する。
- 3 この内規は、平成17年4月1日より施行する。
- 4 この内規は、平成19年4月1日より施行する。
- 5 この内規は、平成22年4月1日より施行する。

(目 的)

第1条 この規程は、武蔵野短期大学（以下「本学」という）における学術研究の信頼性と公正性を確保する為、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動規範について定める。

(対 象)

第2条 この規程において研究者とは、本学の専任教員、その他本学において研究活動を行なう者をいう。学生であっても研究に関わるときは研究者に準じて取り扱う。

(研究の基本)

第3条 研究者は、良心に従って自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果を歪めることがあってはならない。

- 2 研究者は、常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重し、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令等及び本学の規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究を自覚し、他分野の専門研究を尊重し、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないように十分に配慮しなければならない。
- 3 研究者は他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習及び規律の理解に努めなければならない。
- 4 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究対象者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲を逸脱して収集してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も1項

と同等に扱われなければならない。

（個人情報の保護）

第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の取り扱いについては、個人情報の保護の観点から、本学の個人情報保護に係る規程を遵守しなければならない。

- 2 研究者は研究のために収集した資料、情報、データ等において、個人が特定できないように処理し、厳重に管理しなければならない。又、個人を特定できる内容については、これを他に洩らしてはならない。

（情報・データ等の利用及び管理、開示）

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等を合理的期間保存しなければならない。本学として論文の実験データの保存期間については、実験ノートなど文書や電子データ、画像等は論文発表後10年とし、実験試料や標本等については5年とする。ただし、法令又は規程等による保存期間が長い場合にはその定めに従うものとする。
- 3 研究者は、その研究活動が適切に行われていることを担保するため、研究活動で収集又は生成した資料、情報、データ等は必要に応じて、開示しなくてはならない。

（機器、薬品・材料等の安全管理）

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する本学の規程を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもって廃棄処理しなければならない。

（研究成果発表の規準）

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、当該研究の成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究の成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものも含め、次に掲げる不正な行為を特定不正行為と規定し、絶対にこれをしてはならない。

（1）捏造（存在しないデータの作成）

（2）改ざん（データの変造、偽造）

（3）盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）

- 5 研究の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等

は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

6 前項及び前々項の他に次に掲げる行為についてもこれをしてはならない。

- (1) 不適切なオーサiership
- (2) 二重投稿
- (3) 自己盗用
- (4) 分割投稿（サラミ投稿）
- (5) 研究データの破棄・不適切な加工等の不適切な管理

（論文著書の条件）

第 11 条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究の着想、研究成果の分析、論文執筆等のいずれかの研究過程において主体的に携わり、自分が担当した部分について責任をもって説明出来、研究に十分な貢献をしたと認められる場合は、その研究に係る論文の著者としての適切な権利及び義務（オーサiership）を認める。

（研究費の取扱い）

第 12 条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を研究計画に基づき当該研究等に必要な経費に使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び本学の諸規定等を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証ひょう書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（他者の業績評価）

第 13 条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（研究倫理審査委員会）

第 14 条 本学は、この規程の運用を実効あるものとし、及びこの規程の目的とする研究を推進するために武蔵野短期大学研究倫理審査委員会を設置する。

- 2 研究倫理審査委員会は紀要編集委員会が兼任する。

（研究倫理教育）

第 15 条 研究活動における不正防止のため、本規程第 2 条に定めた者に対して、研究倫理教育を行うものとする。

- 2 研究倫理教育の実施方法等に関しては、別に定める。

(特定不正行為通報への対応)

第 16 条 本規程第 2 条に定めた者の研究活動及び研究活動により著された論文等に関して、特定不正行為があったとの疑義が生じた場合は、調査委員会等を組織し、不正の有無をはじめ、疑義に対して対応するものとする。

- 2 調査委員会等の組織や調査活動等に関しては、別に定める。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、事務局が所管する。

(規程の変更)

第 18 条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 23 年 1 月 26 日より施行する。
この規程は、平成 28 年 3 月 8 日より施行する。
この規程は、令和元年 7 月 3 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

武蔵野短期大学 研究活動における倫理教育細則

（目的）

第1条 この細則は、武蔵野短期大学（以下「本学」という）の研究倫理規定第15条に定める研究倫理教育の実施に関する内容等を定めたものである。

（対象）

第2条 この細則で定める研究倫理教育を受ける対象は、研究倫理規定第2条に定める者とする。

（組織）

第3条 本学が行う研究倫理教育（以下、「倫理教育」という）に関しては、本学職員によって組織された研究倫理教育担当が行うものとする。

2 研究倫理教育担当責任者は事務局長とする。

3 責任者以外の担当は研究倫理教育担当責任者の推薦の下、学長が決定する。

（実施時期等）

第4条 倫理教育に関しては、研究倫理教育担当が各年度において1回以上、本細則第2条に定める研究者（以下、「該当研究者」という。）全員に対して行うものとする。

2 該当研究者は倫理教育の受講を必須とする。

（未受講者対応）

第5条 倫理教育の受講に関して、何らかの理由で受講できなかった研究者に対しては、別途、研究倫理教育担当が個別に受講の機会を設定するものとする。

（受講状況の把握）

第6条 研究倫理教育担当は該当研究者に対して、倫理教育の受講記録簿の提出を求め、これを以て、受講状況を把握するものとする。

（細則の変更）

第7条 この細則は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、平成28年3月8日より施行する。

(目的)

第1条 この細則は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という）及び武蔵野短期大学（以下「本学」という）の研究倫理規程の趣旨を踏まえ、本学における研究活動における不正行為に関し、調査等の必要な事項を定める。

(特定不正行為)

第2条 この細則における研究活動における不正行為は、研究倫理規程第10条第4項に定める行為（以下「特定不正行為」という）とする。

(対象)

第3条 この細則が適用される対象は研究倫理規程第2条に定める者とする。

(特定不正行為に関する告通窓口)

第4条 特定不正行為に関する告発（以下「告発」という）、又は告発の意思を明示しない相談（以下「相談」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という）は、本学事務局とする。

- 2 告発又は相談を受け付けた部署は、受付窓口に当該事案を回付する。
- 3 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちに、本細則第5条に定める研究不正調査責任者に報告する。
- 4 告発及び相談を受け付ける者は、告発及び相談に関して利害関係のない者が当たり、利害関係があると判明した時点で、事務局長が他の者を充てることとする。

(研究不正調査責任者)

第5条 研究活動における特定不正行為を調査する責任者は学科長を研究不正調査責任者とする。

- 2 責任者を学科長のいずれかにするかは、事案の内容等を勘案して、学長が決定する。

(告発の取り扱い)

第6条 告発は、顕名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口に行き届く。なお、告発については学内外を問わず、何人たりとも行えるものとする。告発先に関しては本規程を掲載しているホームページに記載されているところとする。

- 2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付ける。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと学長が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱うことができる。
- 4 研究不正調査責任者は、受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知する。ただし、匿名による告発については、この限りではない。
- 5 研究不正調査責任者は、告発のあった事案が、本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知する。

- 6 告発のあった事案について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

(相談の取り扱い)

第7条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。

- 2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、研究不正調査責任者が特に必要と認めたときは、当該事案について学長に報告することがある。

(警告)

第8条 研究不正調査責任者は、特定不正行為が行われようとしている、もしくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事案を回付する。

(秘密保持)

第9条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した教職員、大学院生を含む学生等も同様とする。

(例外的公表)

第10条 調査事案が何らかの事由により漏えいした場合（告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く）は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

(告発者の保護)

第11条 単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第12条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第13条 相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

（調査関係者の保護）

第 14 条 研究不正調査責任者は、告発者、被告発者、調査協力者もしくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮する。

（報道等への対応）

第 15 条 該当研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをする。

- 2 本学は、該当研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上等に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者等、特定不正行為の事案の内容が提示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをする。

（調査の範囲）

第 16 条 該当研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合（他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ）は、原則として、告発された事案について調査を行う。

- 2 該当研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。

（予備調査）

第 17 条 告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の研究成果の事後の検証を可能とするものについて予備調査を行う。

- 2 予備調査は、研究不正調査責任者及び学長が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という）が行う。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。委員長以外の委員は委員長が告発された案件と利害関係のない者から名簿を作成し、学長が任命する。委員の人数は 1～3 名とする。
- 4 予備調査委員会は、特に必要があると認めたときは、証拠となり得る資料、情報、データ等を保全する措置をとることができる。
- 5 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本格的な調査（以下「本調査」という）を行う。
- 6 予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知する。
- 7 前項に規定する場合において、本学は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る研究費等を配分する機関等及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示する。
- 9 予備調査は、告発を受け付けた日（他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日）から概ね 30 日以内に終了する。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。
- 10 本条第 6 項及び第 7 項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、学長が行う。

(本調査)

- 第 18 条 学長は、前条第 5 項に規定する本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省および関係省庁にこの旨を報告する。
- 2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併せて当該機関に通知する。
- 3 本学は、前条第 5 項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね 30 日以内に本調査を開始する。

(特定不正行為調査委員会)

- 第 19 条 学長は、本調査の実施を決定したときは、本学に特定不正行為調査委員会（以下「本調査委員会」という。）を設置する。
- 2 本調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、資料、情報、データ等の各種資料の保全及び提出を求めること、関係者から事情を聴取すること等必要な権限を有する。
- 3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 研究不正調査責任者
 - (2) 学長が指名する教職員 若干名
 - (3) 外部有識者 1 名以上
- 4 本調査委員会に委員長を置き、第 3 項 (1) の委員をもって充てる。
- 5 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 6 委員の過半数は本学に在籍しない、外部有識者である者とする。
- 7 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を学長に報告する。
- 8 本調査委員会は、第 28 条第 1 項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし、不服申立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基づく審査等を行う場合は、当該審査結果の報告を学長に行ったときに任務を終了する。

(本調査委員会委員の通知)

- 第 20 条 学長は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

(異議申し立て)

- 第 21 条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から 7 日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。
- 2 学長は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行う。
- 3 学長は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法)

- 第 22 条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、資料、情報、データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の

実施等により調査する。

- 2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
- 3 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請する。
- 4 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に関連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。
- 5 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(資料等の保全等)

- 第 23 条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。
- 2 前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは、当該機関に対して資料等の保全を要請する。
 - 3 本条第 1 項及び第 2 項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、学長が特に必要があると認めたときは、告発に関連する研究活動の停止を命じることがある。

(被告発者の説明責任)

- 第 24 条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

- 第 25 条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。
- 2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね 150 日以内に行う。
 - 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
 - 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定する。
 - 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 6 本調査委員会は、本条第 1 項及び第 3 項、第 4 項の認定を行ったときは、直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。また学長はこれらの認定結果について、公表する

(認定の判断基準)

- 第 26 条 前条第 1 項の認定に当たっては、本調査委員会は、第 24 条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた諸証拠を総合的に判断して行う。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

- 2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について、十分に検討する。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為があったものと認定する。

（調査結果等の通知等）

- 第 27 条 学長は、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外の者で、特定不正行為に関与したと認定した者を含む。以下同じ。）に通知する。
- 2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知する。
 - 3 学長は、前 2 項に定めるもののほか、当該事案に係る研究費の配分機関や文部科学省および関係省庁に当該調査結果を報告する。
 - 4 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨を通知する。
 - 5 学長は、告発に係る研究活動における研究費の配分機関から請求があった場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行う。

（不服申立て）

- 第 28 条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第 1 項に規定する通知を受け取った日から 14 日以内に不服を学長に申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

（不服申立ての審査）

- 第 29 条 前条第 1 項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたときは、調査委員を交代もしくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
 - 3 本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者（以下「本調査委員会等」という）は、特定不正行為があったと認定した被告発者から不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに判断する。
 - 4 本調査委員会等は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下することを決定したときは、その旨を直ちに学長に報告する。
 - 5 本調査委員会等は、本条第 3 項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、被告発者に対し先の調査を覆すに足る資料の提出等の再調査の協力を求める。
 - 6 前項に規定する場合において、被告発者の協力を得られない場合は、本調査委員会等は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、審査を打ち切ったときは、その旨を直ちに学長に報告する。
 - 7 本調査委員会等は、本条第 5 項の再調査を開始したときは、再調査を開始した日から概ね 50 日

以内に審査結果を決定し、その結果を直ちに学長に報告する。

- 8 本調査委員会等は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場合は、再調査を行うものとし、再調査を開始した日から概ね 30 日以内に調査し、その結果を直ちに学長に報告する。
- 9 告発者が本条第 8 項による不服申し立てをした場合は告発者の所属研究機関及び被告発者にその旨を通知する。
- 10 不服の申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会等が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けない。

(不服申立てに係る関係者への通知等)

- 第 30 条 学長は、前条第 1 項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を告発者又は被告発者に通知し、並びに当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省および関係省庁に報告する。
- 2 学長は、前条第 4 項及び第 5 項に規定する報告に基づく決定を行ったときは、その旨を被告発者に通知するとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省および関係省庁に報告する。
 - 3 学長は、前条第 7 項の審査結果を被告発者、被告発者が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関や文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

- 第 31 条 学長は、本調査委員会等の調査の結果、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに公表する。
- 2 学長は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、学長は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表する。
 - 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 本条第 1 項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (2) 本条第 2 項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (3) 本条第 3 項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
 - 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により学長が特に必要があると認めたときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

(特定不正行為認定後の措置)

- 第 32 条 学長は、特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者（以下「被認

定者」という。)が本細則第 3 条に該当する者の場合は、学校法人武蔵野学院就業規則等(以下「規則等」という。)に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。

(研究費の使用中止)

第 33 条 学長は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることがある。

(悪意に基づく告発者への措置)

第 34 条 学長は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは、告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。

(特定不正行為以外の告発について)

第 35 条 特定不正行為以外の不正行為に類すると認定できる行為(二重投稿、不適切なオーサiership等)に関して告発があった際には、研究不正調査責任者が事実関係を精査し、特定不正行為と同様の調査等を行う場合があるものとする。

(細則の変更)

第 36 条 この細則の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、平成 28 年 3 月 8 日から施行する。

2 この細則は、令和元年 7 月 3 日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、競争的資金等に関する文部科学省研究者使用ルール・研究機関使用ルール及び日本学術振興会研究者使用ルール・研究機関使用ルールに基づき、武蔵野短期大学（以下、本学という。）における科学研究費等の適正な運営・管理体制の整備並びに充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 科研費等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に掲げる研究資金等のほか、他の機関より配分された競争的資金による公的研究費等を含めた研究費をいう。

(2) 研究者

科研費等の申し出及び配分を受ける者（当該研究を複数の者で行う場合は、その代表者及びその研究分担者）又は、本学以外の研究機関の研究代表者から科研費等の研究協力配分を受けた研究分担者及び連携研究者をいう。

(3) 最高管理責任者

本学における不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な策を講じる。また、統括責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って行う科研費等の運営・管理に関し最終責任を負う者であり、学長をもってあてる。

(4) 統括管理責任者

本学における科研費等の運営・管理に関して最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な権限と責任を有すると共に機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すると同時に実施状況を最高管理責任者に報告する者であり、学部長をもってあてる。

(5) コンプライアンス推進責任者

本学における科研費等の運営・管理に関し、実質的な権限と責任を有する者であり、事務局長をもってあてる。

コンプライアンス推進責任者の役割は以下のものとする。

- 1) 基本方針に基づき、科研費等の実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 2) 不正防止を図るため、学内の科研費を含む競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 学内の構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(6) 配分機関

配分機関とは競争的資金等を本学へ配分する機関を指す。

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者は、前条3号の責務を遂行するにあたり必要に応じて、統括管理責任者に指示を与えるものとする。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って科研費等の運営・管理が行えるよう適時に適切な指導力を発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、本学における科研費等の適正な運営・管理に資するため、教職員に対して必要な教育・研修を行うものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、第2条第5項の責務を遂行するに当たり、統括管理責任者の指示のもと、関係する教職員に必要な指示・指導を行うものとする。

(職務権限の明確化)

第6条 第2条から第5条までに定める者の職務権限に関しては、学内の構成員に周知徹底し、共通の理解を得るものとする。

- 2 業務分担の実態と職務分掌の規程にかい離が生じないように常に検証し、かい離する恐れがある場合は、速やかに規程を実態と合わせる努力をする。
- 3 運営・管理に関する手続きに関しては、実効性のあるものとするために、常に簡素化を図るよう努めるものとする。
- 4 別に定める「科研費（直接経費）の事務処理手続基準」、「科学研究補助金使用ルール」に関して、研究者等の権限と責任を明確にできるよう、該当者に周知していくものとする。

(ルール of 明確化・統一化)

第7条 競争的資金等の運営・管理に関しては、「武蔵野短期大学 科研費補助金等の経理事務取扱要領」、「科研費（直接経費）の事務処理手続基準」、「科学研究補助金使用ルール」に従って、行うものとする。

- 2 本条第1項に掲げる規程に関しては、科研費を含む競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールとして、適宜、見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図るものとする。
- 3 規程・ルールの体系化を常に図り、競争的資金等の運営・管理に関するすべての構成員に分かりやすい形で周知するものとする。

(コンプライアンス教育の徹底)

第8条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての教職員に不正にあたる事項を周知するため、コンプライアンス教育を実施するものとする。

- 2 コンプライアンス教育の徹底を図るため、受講者の理解度を測る方策をとることとする。
- 3 これらの教育の結果を順守する義務があることを周知したうえで、競争的資金等の運営・管理にかかわるすべての教職員に対し、受講の機会等で誓約書等（競争的資金の使用に関する本学規程の遵守、不正使用の禁止、不正を行った際には本学規程及び配分規程に基づいた処分を受けること、さらに法的責任を負うことなどの記載があるもの）の提出を求めるものとする。
- 4 上記の誓約書の提出がない者は競争的資金の運用・管理・使用ができないものとする。

(科研費等の事務管理)

- 第9条 最高管理責任者は、研究費等の申請、研究内容及び経費配分の変更、報告、通知等の手続きに関する事務を、事務局に行わせるものとする。
- 2 最高管理責任者は、科研費等の管理・経理業務をコンプライアンス推進責任者に委任し、コンプライアンス推進責任者は、科研費等の経理事務を事務局の事務員に行わせるものとする。
 - 3 コンプライアンス推進責任者は、科研費等に係る事務手続きについて適時に検証を行いルール
の明確化、統一化を図るとともに教職員に対する周知徹底を図るものとする。
 - 4 経理事務を行う事務員は、効率的かつ適正に科研費等の経理を行うとともに、教職員に対して
科研費等の適正な使用について適時に必要な助言を行うものとする。
 - 5 研究者は、統括管理責任者の指導及び部局責任者の助言のもと、科研費等を適正に使用する。

(相談窓口)

- 第10条 統括管理責任者は、科研費等の申請及び経理事務等の手続きに関する相談窓口を事務局内に
設置するものとする。
- 2 不正に係る情報が窓口の担当者にもたらされた場合、コンプライアンス推進責任者及び統括管
理責任者は迅速に最高管理責任者へ伝えるものとする。
 - 3 本相談窓口は、研究者からの科研費等にかかる各種相談に応じるとともに、科研費にかかる研
究者と科研費等の交付機関との連絡・調整業務を行うものとする。

(不正に係る告発に対する取扱い)

- 第11条 告発等を受けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の正確性などを確認し、
調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。
- また、報道機関や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取り扱いとする。
- 2 前項の確認によって、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する
ものとする。調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用額
等について調査する。
 - 3 最高管理責任者は調査対象となっている研究者等に対して、調査対象となっている制度の研究
費の使用停止を命じることができる。
 - 4 調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額につい
て認定するものとする。
 - 5 調査の実施に際し、調査方法、調査対象及びその方法等に関して配分機関に報告し、協議する
ものとする。
 - 6 告発等受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争
的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に報告す
るものとする。
 - 7 調査の過程であっても、不正の一部が確認された場合は、調査委員会は速やかに認定して、配
分機関に報告するものとする。
 - 8 調査の途中であっても、配分機関よりの求めに応じて、調査の進捗状況及び調査の中間報告を
提出しなければならない。
 - 9 調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、配分機関への当該調査に係る資料の提出

又は配分機関の閲覧、現地調査に応じなければならない。

10 調査委員会の組織、職務等に関しては別に定める。

（通報内容等の秘密保持）

第 12 条 最高管理責任者及び通報の内容を知る立場にある者は、通報内容等が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

（不正を認定された者への懲戒）

第 13 条 調査委員会の調査をもとに、調査委員会と統括責任者及びコンプライアンス推進責任者の合議の上、不正を働いたと認定された者に関しては、最高管理責任者にその旨を伝え、最高管理責任者は該当する競争的資金を含めたすべての公的研究費の使用への応募を最高 10 年間、制限できるものとする。

尚、応募の制限期間に関しては、「公的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合せ、平成 17 年 9 月 9 日制定、平成 24 年 10 月 17 日改正）を参考とするものとする。

- 2 調査委員会の調査をもとに、調査委員会と統括責任者及びコンプライアンス推進責任者の合議の上、不正を働いたと認定された者に関しては、最高管理責任者にその旨を伝え、最高管理責任者は学内で支給されている個人研究等に関しても、最高 2 年間、停止できるものとする。

（教職員の責務）

第 14 条 本学の教職員は、科研費等が国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った適切な使用及び必要な説明責任を果たさなければならない。

- 2 教職員は、この規程及びこの規程に基づくコンプライアンス推進責任者の指示・指導に従わなければならない。
- 3 教職員は、統括管理責任者が行う科研費等の運営・管理に関する教育に参加するとともに、コンプライアンス推進責任者から科研費等の運営・管理に係る調査等への協力要請があった場合、これに協力しなければならない。
- 4 私的流用など不正が悪質である、もしくは調査委員会の調査に対して誠実な態度で応じないなど、不正使用解明に関して積極的な態度で臨んでいないと調査委員会、コンプライアンス推進責任者、統括管理責任者が合議で認定した場合、最高管理責任者に報告し、調査対象者を刑事告発や民事訴訟によって訴える場合がある。

（調査内容の公表）

第 15 条 不正に関与していない者の利益を損なうなどの客観的、合理的な理由がある場合を除いて、不正に係る調査内容（不正に関与した者の氏名、所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査方法・手法等）を公表するものとする。

（不正の未然防止）

第 16 条 最高管理責任者は、科研費等の運営・管理上の不正な行為発生の要因を把握し、科研費等の運営・管理上における不正行為の未然防止に努めるものとする。 このため、適正な科研費等の取扱いに関するルールの特明確化及び職務権限の特明確化を図るとともに本学関係教職員に

対する科研費等の連用・管理の不正防止に関する啓蒙と自覚の高揚について必要な施策の推進に努めるものとする。

(研究費の適切な運営と管理)

- 第 17 条 最高管理責任者、統括責任者、コンプライアンス推進責任者（以下、「責任者」とする。）は科研費等の執行状況を常に確認するものとする。
- 2 科研費等の執行が著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないかを責任者は確認し、問題があれば改善策を講じるものとする。
 - 3 責任者は科研費等の使用に際し、発注がなされる時点で執行状況を確認できる体制を整えるものとする。
 - 4 責任者は科研費等の使用の際の購入先業者など支払先に関して恒常的に確認し、不正が発覚した場合は、その業者との取引を停止するなどの措置をとれるものとする。
 - 5 1 つもしくは 1 組の支払金額が 20 万円を超える業者、また月間の取引が 5 回を超えるもしくは年間の取引が 20 回を超える業者には、前期の条件が確認され次第、業者より誓約書の提出を行わせるものとする。
 - 6 発注・検収業務は事務局が行うものとする。ただし、1 つもしくは 1 組の支払金額が 20 万円を超えない場合は研究者が直接、発注を行うこともできる。ただし、研究者が発注を行う場合は、不正が発覚した際に該当研究者は本学規程に定める処分を受け、法的責任が発生するものとする。
 - 7 特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）の検収に関しては、責任者が学内もしくは学外の当該研究者以外の第三者を充てて行うことができるものとする。
 - 8 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、事務局が行うものとする。
 - 9 換金性の高い物品に関しては、検収において特段の配慮をする。
 - 10 研究者の出張計画の実行状況に関しては事務局で把握・確認するものとする。

(モニタリング)

- 第 18 条 科研費等の適正な使用のために、最高管理責任者が組織した内部監査組織による内部監査を行うものとする。
- 2 内部監査組織の組織、監査内容や監査手順に関しては別に定める。

(研修会・説明会の実施)

- 第 19 条 統括管理責任者は、教職員に対する適正な科研費等の取扱いに関する必要な教育並びに不正防止についての啓蒙のため、統括管理責任者に命じ、定期的な研修・説明会を実施させるものとする。

(雑 則)

- 第 20 条 その他、この規程に定めのない事項については、法令等及び学内諸規定によるものとする。

(改正)

- 第 21 条 本規程の改正は、本学教授会の議を経て、学長が決定する。

- 附 則 この規程は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵野短期大学 科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する細則

(目的)

第1条 本細則は本学の科学研究費等の運営・管理に関する規程に基づき、武蔵野短期大学（以下、「本学」という。）における科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針および不正防止計画を定めたものである。

(不正使用防止等に関する基本方針)

第2条 科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針は以下の通りとする。

本学では、平成19年2月15日付文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に基づき、第3条のような取り組みをすることとした。また、本学における科研費等公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制を絶えず見直ししながら、学術研究を通じて社会・経済・文化等の充実に貢献できるよう努めていく。

(不正防止計画の位置付け)

第3条 科研費の運営・管理の規程に基づき、科研費等公的研究費の適正な運営・管理を行うため、第4条に示す不正防止計画を策定した。

(不正防止計画)

第4条 不正防止計画を以下のように定める。

区分	不正発生要因	予測される結果	課題解決への方策	不正防止計画
体制	運営・管理に関する責任体制が不明確である。	運営・管理責任が曖昧になり、研究者の独断での使用が行われる。	機関内の責任体制を明確化する。	「科研費の運営・管理の規程」や「科研費等の事務処理における職務分掌等に関する内規」に従い、適正な運営・管理を図る。
	相談窓口が整備されていない。	適切な使用方法が曖昧なため、研究者が独断で使用が行う。	相談窓口を設置する。	事務局内の科研費担当者やコンプライアンス推進責任者が相談窓口となり、適正な使用方法を指導する。
	通報窓口が整備されていない。	研究費の不正執行等を許す温床となる。	通報窓口を設置する。	コンプライアンス推進責任者を窓口として事務局に設置する。

区分	不正発生要因	予測される結果	課題解決への方策	不正防止計画
意識	科研費等公的研究費の適正な運営・管理における責任体制に対する周知が徹底されていない。	運営・管理責任が曖昧になり、研究者や事務担当者が独断で運用・管理を行う。	責任体制の周知を徹底する。	本学の責任体制に関する規程を学内外に公表して周知をはかるとともに、研修会等で責任体制を周知していく。
意識	公的研究費が国民の貴重な税金であり、不正使用が国民の負託を裏切る行為であるとの認識が不足している。	研究費は「研究者が運営・管理するもの」という誤った認識が生じ、機関管理を原則とする科研費等公的研究費の運営・管理の支障となる。	研究者への指導と意識向上を図る。	研究者に不正使用防止に関する研修会を開催し、恒常的な相談・指導につとめ、公的研究費の適正な使用についての意識の向上を図る。
	研究者の研究費使用ルールへの理解が不足している。	研究費の不適切な使用や不正使用を生む。	ルールの明確化と研究者への周知を徹底する。	学内ルールを明確化するとともに、研究者及び関連部署への周知徹底を図る。
物品費	備品(20万円以上)購入の際、研究者が独断で発注を行う。	業者との癒着、不適正な価格での取引や研究費のプール等、不適切な研究費執行の温床となる。	発注に関して、事務局が関与する。	備品(20万円以上)購入の際は、事務局が発注に関与し、研究者のみによる発注を行わない体制を整える。また、複数業者による見積りを行うなど、発注の透明化を図る。
	研究者への直接納品および第三者による検収を経ない物品購入。	架空の発注及びそれに基づく研究費の執行が行われる。	第三者への納品及び第三者による検収をおこなう。	備品(5万円以上)購入の際は、事務局が検収を行う。備品(20万円以上)購入の際は、事務局への納品を徹底する。

区	不正発生要因	予測される	課題解決	不正防止計画
---	--------	-------	------	--------

分		結果	への方策	
旅費	「各種届」の事前提出が徹底されていない。	事前に、出張の必要性の確認や経費管理ができず、適切な研究費の執行が妨げられる。	事前申請・手続を徹底する。	「各種届」の事前提出及びそれに基づく決済を徹底する。
	出張報告書の記載が不明瞭である。（「資料収集」等の簡単な記載など）。	架空の出張を生む温床となる。	出張実施確認を徹底する。	出張報告書は具体的に記載する。また、裏付けとなる書類を添付する。
謝金等	アルバイト雇用に関し、第三者による実施確認が行われない。	架空の支出を生む温床となる。	第三者による実施の確認を行う。	業務の実施確認は、原則として事務局が行う。
	業務委託に関し、第三者による実施確認が行われない。	架空の支出を生む温床となる。	第三者による実施の確認を行う。	業務の実施確認は、原則として事務局が行う。
	研究者等による立替払い。	業務委託者等に適正に謝金が支払われない可能性がある。	支払手続を適正化する。	謝金の支払いは、原則として所属機関から本人名義口座への銀行振込とし、立替払いでの支払いを認めない。本人に直接支払う場合は、委託業者等の領収書を徴取するとともに、事務局による業務内容の確認を委託業者等に行う。

（細則の変更）

第5条 この細則の変更は、教授会の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、平成28年3月8日から施行する。

2 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

※武蔵野短期大学に関して、上記の規程を含め、以下については本学HP「情報公開」の「7.科研費等公的研究費に関する学内規定」で公開していますので、ご覧下さい。

科研費の運営・管理の規程

科研費等の不正使用防止計画推進部署に関する規程

科研費等の内部監査に関する規程

科研費等の不正使用調査員会規程

科研費等の不正使用懲戒規程

科研費等の使用・管理における行動規範

科研費等の事務処理における職務分掌等に関する内規

科研費等の取引ルール内規

科研費等の内部監査ルール内規

科研費等誓約書（取引業者用）

科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する細則

要参考 ホームページ掲載

7.科研費等公的研究費に関する学内規定

<https://www.musashino.ac.jp/mgu/information/>

※研究倫理については研究論文・調査・実験等における研究者としての姿勢はもちろんのこと、研究費の使用方法についても問われています。特に研究費の支出等について、心配やこれまでにない支出をする際には事務局と相談しながら進めて下さい。

※研究倫理教育が実際される場合には必ず出席して下さい。

※科研費等に関する説明会は毎年 7 月～10 月の間に開催されておりますので、必要に応じて出席して下さい。

発行日 2017年 4月 1日
2018年 4月 1日改訂
2019年 4月 1日改訂
2019年 7月10日改訂
2020年 4月 1日改訂
2021年 3月24日改訂
2022年 3月24日改訂

〒350-1328 埼玉県狭山市広瀬台3-26-1
武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学・武蔵野短期大学